

令和5年度

# 福祉保健部こども政策局の概要



長崎県福祉保健部こども政策局



## は じ め に

いつの時代も子どもは社会の宝であり未来への希望です。

一人ひとりの子どもが、かけがえのない存在として大切に育てられることは、県民すべての願いです。

しかしながら、近年、少子化の進行や地域におけるつながりの希薄化に伴い、子育てに不安や孤立感を感じる方は多く、また、児童虐待、いじめや不登校、ヤングケアラーなど、子どもと子育て家庭をめぐる厳しい状況があります。

このような中、国において、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務として令和5年4月にこども家庭庁が創設されました。

こども政策局においても、新たに要保護児童の権利擁護のしくみづくりや保育士の処遇改善・離職防止に向けた支援を行うなど、「長崎県子育て条例」がめざす「親が安心して子どもを生き育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じる社会の実現」に取り組んでまいります。

令和3年度にスタートした「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」では、子育て分野における施策が重要な位置付けとなっており、子育て世代の皆様が安心して妊娠・出産・子育て出来る環境づくりに努め、子どもたちが希望を持って、健やかに成長する社会の実現を目指しております。

このため、4年目を迎える「長崎県子育て条例行動計画（令和2年度～6年度）」においては、総合計画における子育て分野の個別計画として、具体的な施策・事業に取り組んでおり、更なる進捗を図るためには、県や市町、地域、学校などが連携を深め、県民総ぐるみで取り組むことが重要となります。

そのため、こども政策局においては、引き続き

- 1 地域における子育て支援体制の構築
- 2 安全で安心な子育ての環境づくり
- 3 希望する結婚や、子育てと仕事の両立の支援

を重点目標に掲げ、子育て支援の各種施策を着実に推進してまいります。

本誌は、こども政策局の組織機構及び施策の概要等をまとめたものであり、多くの方々に活用されることを願っています。

令和5年7月

長崎県福祉保健部こども政策局長

浦 亮治

# 目次

はじめに

組織機構	1
職員数	1
分掌事務	2
予算の概要	3
長崎県子育て条例行動計画(令和2年度～6年度)数値目標	10
こども政策局の施策体系	13

## こども未来課の主要事業

### 【少子化対策班】

1. 未来を照らす「ながさき結婚・子育て」推進事業	14
2. ながさきで家族になろう事業	14
(1) 長崎県婚活サポートセンター「あいたか」の運営	
(2) 長崎県婚活サポート官民連携協議会の運営	
(3) 結婚支援事業の推進	
(4) 各種セミナー等の開催	
3. 市町少子化対策促進事業	15
(1) 市町における少子化克服に向けた取組への支援	
(2) 市町事業への補助	

### 【幼児教育・保育支援班】

1. 子どものための教育・保育給付事業費	16
(1) 施設型給付費(県費負担分)	
(2) 地域型保育給付費(県費負担分)	
2. 地域子ども・子育て支援事業(保育関係)	17

( 1 ) 延長保育事業	
( 2 ) 一時預かり事業	
( 3 ) 病児保育事業	
( 4 ) 実費徴収に係る補足給付事業	
( 5 ) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
3 . 安心こども基金事業（長崎県安心こども基金ほか）	18
幼児教育・保育無償化実施円滑化事業	
4 . 保育士人材確保等事業	18
( 1 ) 保育士・保育所支援センター設置運営事業	
( 2 ) 保育所職員研修委託事業	
( 3 ) キャリアアップ研修事業	
( 4 ) 保育士等合同面談会	
( 5 ) 待機児童対策協議会	
5 . 保育士試験	20
6 . 保育士登録（県単）	22
7 . 福祉施設職員産休等代替職員費補助金（県単）	23
8 . 子育て支援新制度関係対策事業	23
( 1 ) 保育体制強化事業	
( 2 ) 保育補助者雇上強化事業	
( 3 ) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業	
( 4 ) 医療的ケア児保育支援事業	
( 5 ) 保育環境改善等事業	
( 6 ) 感染症拡大防止対策支援事業	
( 7 ) 原油価格・物価高騰対策に伴う給食費等の負担軽減対策	
( 8 ) 送迎用バスの安全装置改修等支援	

9 . 私立幼稚園教育振興費補助金	25
10 . 私立幼稚園特別支援教育費補助金	26
11 . 私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金	26
12 . 私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金	27
13 . 私立幼稚園耐震補強工事費補助金(県単)	27
14 . 幼児教育推進事業	28
(1) 幼保小連携推進事業	
(2) 幼児教育の理解・発展推進事業	
(3) 幼児教育センター運営事業	
15 . 保育士修学資金貸付等事業	29
16 . 教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)	29
(1) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備	
(2) 園務改善に係るICT化支援	
<b>【地域子育て推進班】</b>	
1 . 子育て支援新制度関係対策事業(子育て支援員研修事業)	31
2 . 放課後児童クラブ関係事業	31
(1) 放課後児童健全育成事業	
(2) 母子家庭等児童助成事業(県単)	
(3) 放課後児童クラブ関係研修事業	
3 . 子ども・子育て支援整備事業	32
4 . 地域子ども・子育て支援事業(地域子育て関係)	33
(1) 利用者支援事業	
(2) 地域子育て支援拠点事業	
(3) 子育て短期支援事業	

( 4 ) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	
5 . 地域子育て支援拠点環境改善事業	34
6 . 「ココロねっこ運動」推進事業	35
( 1 ) ココロねっこ運動	
( 2 ) 子ども・子育て応援の機運醸成 (企業等の巻き込み、情報発信)	
7 「ながさきハッピー子育て」環境づくり・機運醸成事業	35
8 .長崎っ子の未来をひらくメディア事業 (メディア環境改善)	36
9 .子ども・若者支援システム構築事業( 県単 )	36
10 .非行防止・環境浄化対策( 県単 )	37

## こども家庭課の主要事業

### 【こども・女性支援班】

1 .児童福祉振興	38
2 .児童相談所事業	38
3 .児童虐待総合対策事業	38
4 .児童虐待防止・支援体制強化事業	40
5 .児童保護措置	40
( 1 ) 児童保護措置費 (児童養護施設等) ( 県費負担分 )	
( 2 ) 施設入所児童の処遇改善費 ( 県単 )	
( 3 ) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 ( 県負担分 ( 1 / 10 ) )	
( 4 ) 社会的養護自立支援事業	
( 5 ) 就学者自立生活援助事業	
( 6 ) 児童養護施設等コロナ対策事業	
6 .児童福祉施設整備	42
7 .里親育成支援事業	43

8 .子ども子育て支援事業( 子どもを守る地域ネットワーク強化事業 )	43
9 .婦人保護対策( DV 対策 )	44

### 【家庭福祉・母子保健班】

1 . 母子・父子自立支援員設置 ( 県単 )	45
2 . 母子寡婦福祉連合会運営費補助事業 ( 県単 )	45
3 . ひとり親家庭等自立支援事業	45
( 1 ) 母子・父子自立支援プログラム策定事業	
( 2 ) ひとり親家庭等自立促進センター事業	
( 3 ) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	
( 4 ) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	
4 . ひとり親家庭等日常生活支援事業	47
5 . ひとり親家庭等生活向上事業	47
6 . 子どもの貧困対策推進事業	48
7 . ひとり親家庭指導者人材育成事業( 県単 )	48
8 . 母子・父子寡婦福祉資金の貸付 ( 特別会計 )	49
9 . 児童手当 ( 県費負担分 )	50
10 . 乳幼児医療費の助成事業 ( 県単 )	50
11 . 子ども医療費助成事業( 県単 )	51
12 . ひとり親家庭医療費助成事業 ( 県単 )	51
13 . 母子特定疾病対策事業	52
( 1 ) 育成医療の給付	
( 2 ) 結核児童の療育・日用品等給付	
( 3 ) 未熟児養育医療の給付	
14 . 小児慢性特定疾病医療費助成事業	53
15 . 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	54



16 . 母子保健管理事業（県単）	54
17 . 母子保健専門強化事業（県単）	65
( 1 ) 先天性代謝異常等検査事業	
( 2 ) ATL ウィルス母子感染防止対策事業	
( 3 ) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	
( 4 ) 新生児聴覚検査機器購入補助事業	
( 5 ) 妊活 LINE サポート事業	
18 . 健やか親子21推進事業	57
( 1 ) 母子保健医療推進事業（県単）	
( 2 ) 地域生活支援事業	
( 3 ) 乳幼児健診の充実強化	
( 4 ) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	
19 . 健やか親子サポート事業	58
( 1 ) 性と健康の相談センター事業	
( 2 ) 妊娠出産包括支援推進事業	
20 . 出産・子育て応援交付金事業	59
21 . 発達障害者支援事業	59
( 1 ) 発達障害者支援センター運営事業	
( 2 ) 長崎県発達障害児・者総合支援推進会議	
22 . 子ども子育て支援事業	60
( 1 ) 乳児家庭全戸訪問事業	
( 2 ) 養育支援訪問事業	
( 3 ) 子ども子育て支援事業（コロナ対策分）	
23 . 妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業	61

24 .妊産婦コロナ対策事業 62

25 .不妊治療費助成事業 62

**【給付班】**

1 .ひとり親家庭等自立支援事業 64

自立支援給付金事業

2 .児童扶養手当等給付費 64

( 1 ) 児童扶養手当給付費

( 2 ) 特別児童扶養手当給付費

---

---

組 織 機 構

---

---

---

---

職 員 数

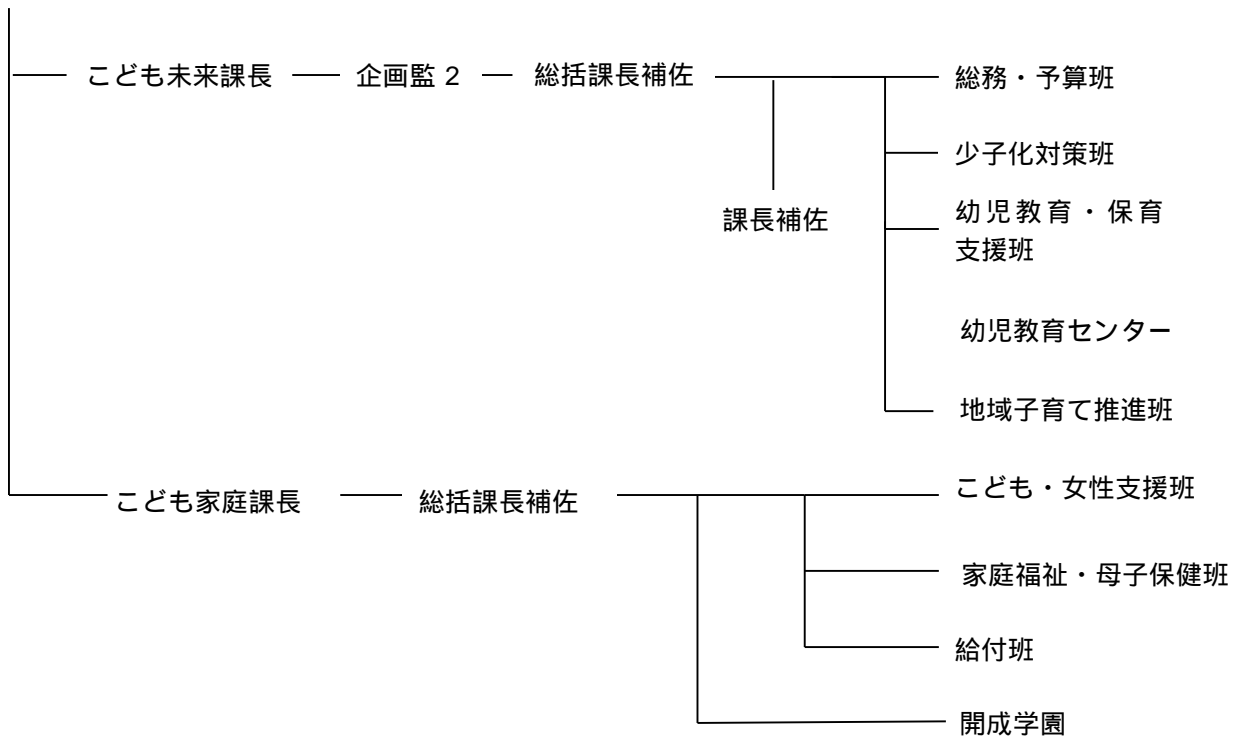
---

---



# 組織機構

こども政策局長



# 職員数

(令和5年4月1日現在)

区 分		総数(人)	職 種		
			事務職等	保健師・栄養士 ・言語聴覚士	現業職員
本 庁	こども政策局	1	1		
	こども未来課	28	27	1(栄)	
	こども家庭課	19	17	1(保) 1(言)	
	計	48	45	3	
地 方 機 関	開成学園	19	14	1(栄)	4
	計	19	14	1	4
こども政策局 計		67	59	4	4

---

分 掌 事 務

---



# 分掌事務

## こども未来課

- 1 子育て支援の企画及び総合調整に関すること。
- 2 地域の子育て支援に関すること。
- 3 児童の健全育成対策に関すること。
- 4 次世代育成支援対策に関すること。
- 5 子ども・若者育成支援に関すること。
- 6 子ども・子育て支援に関すること。
- 7 子育てと仕事の両立の支援に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。 )。
- 8 保育所、幼稚園及び認定こども園等に関すること(教育委員会の所管に属するものを除く。 )。
- 9 幼児教育センターに関すること
- 10 保育士の養成機関及び保育士試験に関すること。
- 11 保育所、幼稚園等に関する事業を行うことを主たる目的とする法人の認可等に関する  
こと。
- 12 家庭教育に関すること(教育委員会の所管に属するものを除く。 )。
- 13 青少年の保護、健全育成に関すること。
- 14 少年保護育成審議会に関すること。
- 15 こども未来課の庶務及び予算経理の事務に関すること。
- 16 こども家庭課の庶務及び予算経理の事務に関すること。
- 17 局内の連絡調整に関すること。
- 18 こども家庭課の所管に属しないこと。

## こども家庭課

- 1 児童及び児童のいる家庭の福祉に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。 )。
- 2 児童福祉施設(他課(室)の所管に属するものを除く。 )及び里親に関すること。
- 3 児童委員及び主任児童委員に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。 )。
- 4 児童相談所及び開成学園に関すること。
- 5 児童福祉及び母子福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人その他の法人の認可等に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。 )。チェック
- 6 婦人保護事業に関すること。
- 7 婦人相談所及び清和寮に関すること。
- 8 配偶者からの暴力に関する相談及び被害者の保護に関すること。
- 9 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。
- 10 児童手当に関すること。
- 11 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- 12 母子保健に関すること。
- 13 不妊治療に関すること。
- 14 福祉医療費に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。 )。
- 15 小児慢性特定疾病対策に関すること。
- 16 母体保護に関すること。
- 17 発達障害児の支援に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。 )。

---

# 予算の概要

---



## 予算の概要

### 一般会計

(単位:千円)

課 名	年 度	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額 (6月補正後)	予算比較	
				差引増減額 ( - )	対前年度比 / (%)
こども未来課		16,420,936	17,111,821	690,885	4.0
こども家庭課		9,704,835	9,338,717	366,118	3.9
こども政策局計		26,125,771	26,450,538	324,767	1.2

県一般会計予算		751,499,376	751,009,612	489,764	0.1
県一般会計予算に占める こども政策局予算の割合		3.48%	3.52%	+ 0.02P	-

### 特別会計【母子父子寡婦福祉資金特別会計】

課 名	年 度	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額 (6月補正後)	予算比較	
				差引増減額 ( - )	対前年度比 / (%)
こども家庭課		140,585	146,336	5,751	3.9

### 合 計

年 度	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額 (6月補正後)	予算比較		
			差引増減額 ( - )	対前年度比 / (%)	
こども政策局		26,266,356	26,596,874	330,518	1.2



## 【予算内訳】

一般会計(こども未来課)

(単位:千円)

款項目	事業名	本年度 予算額	財源内訳			事業概要
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		
3 生活福祉費		15,717,453	496,244	66,221	15,154,988	
3 児童福祉費		15,717,453	496,244	66,221	15,154,988	
1 児童福祉 総務費		148,815	0	1,002	147,813	
	職員給与費	140,909	0	0	140,909	こども未来課関係職員給与費 140,909
	児童福祉 企画管理 事務費	7,906	0	1,002	6,904	児童福祉企画調整費 7,906
2 児童福祉 振興費		15,568,638	496,244	65,219	15,007,175	
	児童福祉 対策費	5,008	0	3,830	1,178	児童福祉振興費 1,178
						保育士登録費 3,830
	ながさき 少子化対策 強化事業費	205,287	172,433	0	32,854	市町少子化対策促進事業費 100,467
						未来を照らす「ながさき結婚・子育て」推進事業 34,198
						ながさきで家族になろう事業 50,337
						「ながさきハッピー子育て」環境づくり事業 4,475
						「ながさきハッピー子育て」機運醸成事業 15,810
長崎っ子を 育む県民 協働事業費	26,545	3,305	13,138	10,102	ココロねっこ運動推進事業費 21,738	
					非行防止・環境浄化対策費 960	
					長崎っ子の未来をひらくメディア事業 3,847	
福祉施設 職員産休等 代替費	6,514	0	0	6,514	福祉施設職員産休等代替費 6,514	
認定こども 園推進事業 費	198	0	0	198	認定こども園推進事業費 198	

一般会計(こども未来課)

(単位:千円)

款項目	事業名	本年度 予算額	財源内訳			事業概要
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		
	長崎県安心 こども基金 事業費	2,774	0	2,774	0	長崎県安心こども基金事業費 2,774
	保育士人材 確保等事業 費	35,962	10,815	0	25,147	保育士人材確保等事業 35,962
	子育て支援 新制度関係 対策費	402,375	305,962	0	96,413	子育て支援新制度関係対策費 394,075  (内訳) 児童福祉専門分科会・認可外施設立入調査 197 子育て支援員研修事業 4,125 保育体制強化事業 160,117 保育補助者雇上強化事業 184,593 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 33 医療的ケア児保育支援モデル事業 40,894 保育環境改善等事業 4,116 子育て支援新制度関係対策費(コロナ対策 分) 8,300
	子ども・若者 支援対策事 業費	16,766	0	0	16,766	子ども・若者支援システム構築事業費 16,766
	児童福祉 施設整備費	42,023	0	42,000	23	子ども・子育て支援整備事業費 42,023
	教育・保育 給付事業費	12,231,996	0	0	12,231,996	子どものための教育・保育給付事業費 12,034,622 子育てのための施設等利用給付事業費 197,374
	地域子ども・ 子育て支援 事業費	2,593,190	3,729	3,477	2,585,984	地域子ども・子育て支援事業費(保育関係) 503,511 地域子ども・子育て支援事業費(保育関係・ コロナ対策分) 39,338 地域子ども・子育て支援事業費(地域子育て 関係) 303,211 地域子ども・子育て支援事業費(地域子育て 関係・コロナ対策分) 14,233 放課後児童クラブ推進事業費 1,631,659 放課後児童クラブ推進事業費(コロナ対策 分) 70,801 放課後児童クラブ支援費 27,943 地域子育て支援拠点環境改善事業 2,494

一般会計(こども未来課)

(単位:千円)

款項目	事業名	本年度 予算額	財源内訳			事業概要
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		
10 教育費		703,483	242,344	2,100	459,039	
1 教育総務費		13,811	6,426	0	7,385	
4 教育指導費		13,811	6,426	0	7,385	
	幼児教育 推進費	13,811	6,426	0	7,385	幼児教育推進事業費 691 幼児教育センター運営事業費 12,852 幼児教育指導事業費 268
9 私立学校 振興費		689,672	235,918	2,100	451,654	
1 私立学校 振興費		689,672	235,918	2,100	451,654	
	職員給与費	10,890	0	0	10,890	こども未来課職員給与費 10,890
	私立学校 助成費	676,662	235,918	0	440,744	幼稚園私立学校助成費 639,006 (内訳) 会計年度任用職員報酬等 2,608 私立幼稚園教育振興費補助金 430,156 私立学校特別支援教育費補助金 78,400 私立幼稚園預かり保育推進事業費 補助金 13,120 私立幼稚園子育て支援活動推進事業費 補助金 62,405 教育支援体制整備事業費補助金(教育 の質の向上のための緊急環境整備) 28,000 園務改善に係るICT化支援 22,500 長崎県私立幼稚園連合会補助金 1,817 幼稚園私立学校助成費(コロナ対策分) 37,656
	幼稚園耐震 化緊急整備 事業費	2,120	0	2,100	20	幼稚園耐震化緊急整備事業 2,120
課 計		16,420,936	738,588	68,321	15,614,027	

一般会計(子ども家庭課)

(単位:千円)

款項目	事業名	本年度 予算額	財源内訳			事業概要
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		
3 生活福祉費		9,150,329	2,271,550	56,652	6,822,127	
1 社会福祉費		60,890	27,027	6	33,857	
3 婦人保護 対策費		60,890	27,027	6	33,857	
	婦人保護 対策費	60,890	27,027	6	33,857	婦人相談員設置費 8,728 婦人相談所費 16,112 清和寮運営費 11,663 配偶者暴力相談支援対策費 6,014 DV被害者自立支援事業 18,373
3 児童福祉費		9,074,025	2,237,210	56,646	6,780,169	
1 児童福祉 総務費		245,639	15,384	0	230,255	
	職員給与費	245,639	15,384	0	230,255	子ども家庭課関係職員給与費 245,639
2 児童福祉 振興費		1,350,900	32,575	10,800	1,307,525	
	児童福祉 対策費	1,164	0	0	1,164	児童福祉振興費 1,164
	福祉医療費 助成費	1,285,955	0	0	1,285,955	乳幼児医療費助成費 717,743 子どもの医療費助成事業費 354,758 ひとり親家庭医療費助成費 213,454
	児童福祉 施設整備費	43,415	32,575	10,800	40	児童福祉関係社会福祉施設整備事業 43,415
	児童養護施設等 環境改善事業費	20,366	0	0	20,366	子ども子育て支援事業 19,980 子ども子育て支援事業(コロナ対策分) 386
3 児童措置費		6,746,981	1,920,095	45,846	4,781,040	
	長崎こども・ 女性・障害者 支援センター 事業費	31,595	0	0	31,595	長崎こども・女性・障害者支援センター事業費 31,595
	佐世保こども・ 女性・障害者 支援センター 事業費	11,935	0	0	11,935	佐世保こども・女性・障害者支援センター事業費 11,935
	児童相談所 事業費	252,349	110,635	32,839	108,875	一時保護所費 67,183 児童虐待総合対策事業 112,856 里親育成支援事業 27,536 児童虐待防止・支援体制強化事業 44,774

款項目	事業名	本年度 予算額	財源内訳			事業概要
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		
	開成学園 運営費	61,786	28,538	2,007	31,241	開成学園運営費 61,786
	児童保護費	3,596,430	1,780,922	11,000	1,804,508	児童措置費 3,574,271 児童養護施設等コロナ対策事業費 22,159
	児童手当 給付費	2,792,886	0	0	2,792,886	児童手当給付費 2,792,886
4 母子福祉 対策費		730,505	269,156	0	461,349	
	母子等福祉 対策費	109,931	62,305	0	47,626	母子等福祉指導費 21,885 母子家庭等対策費 3,522 ひとり親家庭等自立支援事業 84,524
	児童扶養 手当等 給付費	620,574	206,851	0	413,723	児童扶養手当等給付費 606,981 児童扶養手当等支給事務費 13,593
4 障害福祉費		15,414	7,313	0	8,101	
3 障害福祉 給付費		15,414	7,313	0	8,101	
	障害福祉 施設措置費	15,414	7,313	0	8,101	発達障害者支援事業 15,414
4 環境保健費		554,506	122,270	0	432,236	
1 公衆衛生費		554,506	122,270	0	432,236	
1 公衆衛生 総務費		26,784	2,708	0	24,076	
	職員給与費	26,784	2,708	0	24,076	こども家庭課職員給与費 26,784
5 母子衛生費		527,722	119,562	0	408,160	
	母子特定 疾病対策費	241,316	97,114		144,202	母子特定疾病対策費 30,629 小児慢性特定疾病対策総合事業 196,287 不妊治療費助成事業費 14,400
	母子保健 対策費	286,406	22,448	0	263,958	健やか親子21推進事業 13,081 母子保健管理事業 423 母子保健専門強化事業 49,697 健やか親子サポート事業 1,463 妊産婦コロナ対策事業費 23,022 妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業 1,080 出産・子育て応援交付金事業 197,640
課 計		9,704,835	2,393,820	56,652	7,254,363	

特別会計(こども家庭課)

(単位:千円)

款項目	事業名	本年度 予算額	財源内訳			事業概要
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		
1 生活福祉費		140,585	0	140,585	0	
1 母子父子 寡婦福祉費		140,585	0	140,585	0	
1 母子父子 寡婦福祉 資金貸付費		140,585	0	140,585	0	
	母子父子 寡婦福祉 資金貸付費	140,585	0	140,585	0	母子父子寡婦福祉資金貸付費 140,585
課 計		140,585	0	140,585	0	

---

長崎県子育て条例行動計画  
(令和2年度～6年度)の  
数値目標

---



## 第V編 数値目標

施策の方向	目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
1 妊娠・出産の支援			
1 妊娠・出産期における支援			
-	妊産婦死亡数	0人 (H29)	0人 (毎年)
2 不妊治療対策の充実			
-	特定不妊治療費助成組数	591組 (H26~30平均)	600組 (毎年)
2 子どもや子育て家庭への支援			
1 子どもの成長に応じた支援			
1 すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実	子育て世代包括支援センター設置市町数	4市町 (H30)	21市町 (R3)
2 幼児期の教育・保育の充実	保育所等待機児童数	70人 (R1)	0人 (毎年)
	一時預かり実施施設数	482箇所 (H30)	490か所 (R6)
	病児・病後児保育実施施設数	40箇所 (H30)	45か所 (R6)
	認定こども園の設置数	154か所 (H30)	177か所 (R6)
3 安全安心な放課後の居場所づくり	放課後児童クラブの設置数	447か所 (H30)	460か所 (R6)
	子どもたちにとって豊かで有意義な環境づくりに機能していると指導者・関係者が自己評価する「地域子ども教室」の割合	98.5% (H30)	100% (R5)
4 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	児童生徒の不読者率（1か月に本を1冊も読まなかった者の割合）	(小) 0.1% (H30)	(小) 1% 以下を維持 (毎年)
		(中) 0.1% (H30)	(中) 1% 以下を維持 (毎年)
		(高) 11.9% (H30)	(高) 12% 以下を維持 (毎年)
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力テスト結果が全国平均と同レベル（－）もしくは上回る（○）種目	17種目 (H30)	34（全）種目 (R5)
	「体育の授業で運動のやり方やコツがわかった」児童生徒の割合	90.6% (H30)	90%以上を 維持 (毎年)
	「体育の授業が楽しい」という児童生徒の割合	90.9% (H30)	95%以上 (R5)
	私立幼稚園・私立保育所・幼保連携型認定こども園の耐震化率	89% (R1)	100% (R6)
5 未来の親・未来を担う人材の育成	私立小・中・高等学校の耐震化率	85.8% (R1)	97% (R6)
	県内高校生の県内就職率	61.1% (H30)	67.5% (R6)
	子ども・若者総合相談センターにおける支援機関とのマッチング割合	71.1% (H30)	70%以上を 維持 (毎年)
6 子育てにかかる経済的支援	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	17,664円 (R1)	21,000円 (R6)
	-	-	-



施策の方向	目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
<b>2 子どもの健やかな育ちへの支援</b>			
1 乳幼児の事故の防止	保育施設等における死亡事故発生件数	0件 (H30)	0件 (毎年)
2 小児保健医療等の充実	-	-	-
3 思春期保健対策の充実	命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育を充実させる研修会の理解度	97% (R1)	97%以上 (毎年)
	教職員等に対する薬物乱用防止教育に関する研修会参加人数	260人 (H30)	260人以上 を維持 (毎年)
4 食育の推進	校内に食育推進を位置づけている学校の割合	78.1% (H29)	100% (R5)
<b>3 家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成</b>			
1 家庭教育への支援の充実	「ながさきファミリープログラム」を地域で実施する市町の数	19市町 (H30)	21市町 (R5)
	ながさきファミリープログラムの参加者の満足度	90% (H30)	90%以上を 維持 (毎年)
2 地域の教育力・養育力の向上	少年水産教室等の実施件数	95回 (H30)	100回 (毎年)
	長崎県美術館のスクールプログラム利用団体数(県内分)	283団体 (H26~30平均)	290団体 (毎年)
	長崎歴史文化博物館の学校向けプログラム参加団体数(県内分)	221団体 (H26~30平均)	230団体 (毎年)
<b>3 仕事と生活が調和する社会の実現</b>			
<b>1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</b>			
1 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	生活時間の配分について、仕事の時間・家族との時間・個人の時間のバランスを優先する人の割合	31.2% (H30)	35% (R6)
2 企業における取組の推進	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	75.3% (H30)	86% (R6)
<b>2 仕事と子育ての両立のための基盤整備</b>			
-	放課後児童クラブ待機児童数	53人 (H30)	0人 (R2)
<b>3 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現</b>			
-	結婚支援事業による成婚数	65組 (H30)	150組 (毎年)
<b>4 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援</b>			
<b>1 いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進</b>			
1 いじめ・不登校対策	スクールカウンセラーの配置校数	280校 (H30)	300校 (R5)
2 児童虐待防止対策の充実	-	-	-
3 社会的養護体制の充実	社会的養護における里親等への委託措置率	16.1% (H31)	29.9% (R6)
	里親支援専門相談員の配置数	7施設 (H31)	10施設 (R6)
	児童養護施設、乳児院等のリーダー職員及び基幹的職員養成のための資質向上研修受講者数(累計)	120人 (H27~30累計)	120人以上 (R1~R4累計)
4 非行少年の立ち直り支援	-	-	-
<b>2 障害児施策の充実</b>			
1 障害のある子どもと親への支援	公立の幼・小・中・高等学校における個別的教育支援計画作成率	93.6% (R1)	95%以上 (R6)
2 発達障害のある子どもと親への支援	ペアレント・プログラム支援者数	14人 (R1)	24人 (R3~R6) (毎年)

施策の方向	目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
<b>3 ひとり親家庭等の自立支援の推進</b>			
1 相談・情報提供の強化	-	-	-
2 子育て・生活支援の充実	生活支援講習会・情報交換事業参加人数	654人 (H30)	672人 (毎年)
3 就労支援の推進	ひとり親家庭の父母の就職者数(累計) ※下段<>内は県事業分の単年度実績及び目標人数	3,213人 (H26~30累計) <123人> <H30>	3,300人 (R2~R6) <100人> <毎年>
4 養育費確保の推進	-	-	-
5 経済的支援の充実	-	-	-
6 市町・関係機関との連携及び協働	-	-	-
<b>4 子どもの貧困対策</b>			
-	※「長崎県子どもの貧困対策推進計画」に記載		
<b>5 安全・安心な子育ての環境づくり</b>			
<b>1 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</b>			
-	携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率	63% (R1)	75%<80%> (R5<R7>)
<b>2 子ども等の安全の確保</b>			
1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	-	-	-
2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	-	-	-
3 被害を受けた子どもへの支援	-	-	-
<b>3 子育てを支援する生活環境の整備</b>			
1 良質な住宅の確保	県営住宅におけるバリアフリー化率	54.3% (R1)	59.8% (R6)
2 良質な居住環境の確保	多子世帯への支援数や3世代同居・近居開始数	63件 (H30)	100件 (毎年)
3 安全な道路交通環境の整備	通学路の歩道等の整備延長	0.0km (R2)	10.0km (R6)
4 安心して外出できる環境の整備	福祉のまちづくり条例施行事業に基づくバリアフリー化施設数	5,761施設 (H30)	6,826施設 (R6)
5 安全・安心まちづくりの推進	-	-	-
<b>6 県民総ぐるみの子育て支援</b>			
<b>1 ココロねっこ運動の推進</b>			
-	ココロねっこ指導員等による講習会の受講者数	22,726名 (H30)	23,000名 (R6)
-	ココロねっこ運動登録団体数(累計)	5,953団体 (H30)	6,253団体 (R6)
<b>2 家庭の日の普及</b>			
-	家庭の日ワークショップの参加者数	368人 (R1)	400人 (R6)
<b>7 子どもの心と命を守るための取組</b>			
<b>1 関係機関の連携強化</b>			
-	児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	26人 (H30)	26人以上 (毎年)
-	市町との連携のための指針の作成や市町の相談体制強化に向けた支援の実施	20市町 (H30)	21市町 (R6)
<b>2 特別な配慮が必要な子どもへの支援</b>			
-	5歳児健診実施市町数	16市町 (H30)	21市町 (R4)
-	児童・青年期精神医学専門医の養成	25名 (H31)	34名 (R3)

# VI こども政策局の施策体系（長崎県子育て条例行動計画より）

## 基本理念

### 県民総ぐるみの子育て支援

## めざすもの

子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境の整備 ・ 安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現

## 基本的な考え方

一人ひとりの子どもに応じた支援を行い、子どもの生きる力をはぐくむ

子どもが失敗してもやり直せる寛容性のある社会をつくる

子どもの健やかな育ちを支えるため、セーフティネットを構築し、教育の機会や生活を守る

保護者の子育て力を高め、子育て家庭に切れ目のない支援を行う

地域の子どもをしっかりと育てる地域力を高める

仕事と生活の調和により、家庭生活や余暇などを豊かにする。そして、家族のふれあいや安定した生活に希望を持ち、結婚・出産を望む人が、決断できる社会をつくる

## 出会い・結婚

### 妊娠・出産

### 子育て期（乳幼児等）

### 子育て期（学童期以降）

※1～3は人口減少対策として「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策

## 1 妊娠・出産の支援

- ①妊娠・出産期における支援
- ②不妊治療対策の充実

## 2 子どもや子育て家庭への支援

- ①子どもの成長に応じた支援
- ②子どもの健やかな育ちへの支援
- ③家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成

## 3 仕事と生活が調和する社会の実現

- ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ②仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ③結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現

## 4 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

- ①いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進
- ②障害児施策の充実
- ③ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ④子どもの貧困対策

## 5 安全・安心な子育ての環境づくり

- ①子どもを取り巻き有害環境対策の推進
- ②子ども等の安全の確保
- ③子育てを支援する生活環境の整備

## 6 県民総ぐるみの子育て支援

- ①ココロねっこ運動の推進
- ②家庭の日の普及

## 7 子どもの心と命を守るための取組

- ①関係機関の連携強化
- ②特別な配慮が必要な子どもへの支援



---

## こども未来課の主要事業

---



## 【少子化対策班】

### 1 未来を照らす「ながさき結婚・子育て」推進事業【継続】

#### ア 目的

地域・企業コーディネーターにより、県・市町と結婚支援、子育て支援、地域づくり等にかかる各種団体の連携を図り、企業や地域コミュニティなどによる主体的な結婚・子育て応援の取組を推進するとともに、効果的な情報発信やセミナー等による機運醸成、意識啓発を推進する。

#### イ 事業概要

「結婚・子育て応援」機運醸成事業

結婚支援、子育て支援の相互のネットワークを活用した支援者の掘り起こし

企業・団体による結婚・子育て応援宣言の促進

メディア等とのタイアップによるターゲットを明確にした情報発信 等

ウ 実施主体 県（委託）

エ 予算額 34,198 千円

### 2 ながさきで家族になろう事業【継続】

#### ア 目的

長崎県婚活サポートセンター「あいたか」において、市町・企業等との連携のもと、お見合いシステムをはじめとする4つの結婚支援事業を有機的に連動させて一体的に推進していくとともに、各種セミナー・イベント等の実施により、結婚を望む独身男女の婚活を支援する。

#### イ 事業概要

(1)長崎県婚活サポートセンター「あいたか」の運営

県相談窓口の設置

市町相談窓口への支援

婚活サポーターの養成・活動支援 等

(2)長崎県婚活サポート官民連携協議会の運営

(3)結婚支援事業の推進

データマッチングシステム（お見合いシステム）

独身者が希望の相手を専用端末やスマートフォン等で検索し、お見合いの申し込みを行う、1対1の出会いをサポートするシステムを運営する。

婚活サポーター縁結び隊

県において、婚活支援ボランティア「縁結び隊」を養成・認定し、結婚を希望する独身者の会員プロフィールからお見合い相手を探してもらい、引き合わせを実現する。

企業間交流事業(Wizcon NAGASAKI)

県と市町が協働し、企業や団体に勤務する独身者にグループ単位の交流の機会を提供する。

ながさきめぐりあい事業

めぐりあい応援隊（ 1 ）において企画・実施する婚活イベント等の情報を集約し、めぐり

あい隊（ 2 ）に対し、ホームページやメールマガジンの配信等を通じて情報提供を行う。

1：めぐりあい応援隊 ... 出会いのきっかけとなる婚活イベント等（交流パーティー、バスツアー、体験教室等）を企画・実施する店舗・企業等

2：めぐりあい隊 ... 結婚を希望する独身男女（イベント参加には会員登録が必要）

#### （4）各種セミナー等の開催

県の婚活支援事業における会員数の増加やマッチング率の向上のため、市町・団体と連携したセミナー・研修・イベントを開催する。

ウ 実施主体 県（委託）

ながさきめぐりあい事業については、県とめぐりあい事務局の協働事業であり、運営はめぐりあい事務局が担っている。（県は費用負担なし）。

エ 予算額 50,337 千円

### 3 市町少子化対策促進事業

#### （1）市町における少子化克服に向けた取組への支援

##### ア 目的

各市町における少子化克服に向けた計画の策定や具体的対応策の企画・立案を支援し、合計特殊出生率の上昇に資する効果的な取組を促す。

イ 実施主体 県

ウ 予算額 1,637 千円

#### （2）市町事業への補助

##### ア 目的

国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚、妊娠・出産、幼児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する取組や、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかるコストを支援する市町事業に対して助成を行う。

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 3 / 4、2 / 3、1 / 2（事業メニューにより異なる）

エ 予算額 98,830 千円

## 【幼児教育・保育支援班】

### 1 子どものための教育・保育給付事業費

#### (1) 施設型給付費（県費負担分）

特定教育・保育給付費（全国統一費用部分）

##### ア 事業概要

特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）に対する施設型給付費のうち、保育認定子ども（2～3号）にかかる費用及び教育認定子ども（1号）にかかる全国統一費用の県費負担金

イ 負担率 国1/2、県1/4、市町1/4

ウ 予算額 10,844,297 千円

特定教育・保育給付費（地方単独費用部分）

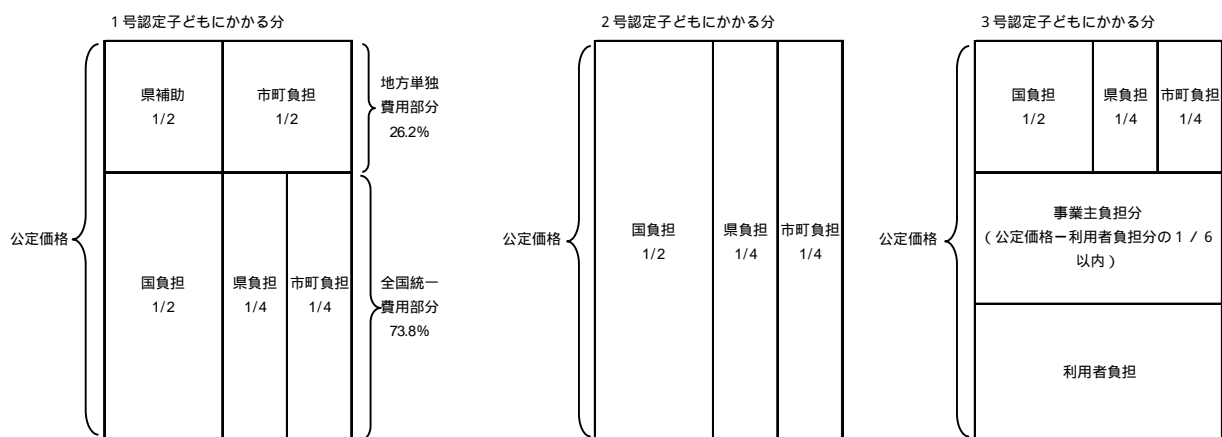
##### ア 事業概要

認定こども園・幼稚園に対する施設型給付費負担金のうち、教育標準時間認定子ども（1号）にかかる地方単独費用に対する補助

イ 補助率 県1/2、市町1/2

ウ 予算額 939,963 千円

#### 《施設型給付費の構造》



#### (2) 地域型保育給付費（県費負担分）

##### ア 事業概要

特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育等）に対する地域型保育給付費県費負担金

イ 負担率 国1/2、県1/4、市町1/4

ウ 予算額 250,362 千円



## 2 地域子ども・子育て支援事業（保育関係）

### （１）延長保育事業

#### ア 目的

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

エ 予算額 117,268 千円



### （２）一時預かり事業

#### ア 目的

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所で一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

- ・一般型 ... 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、駅周辺等の利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所で、主に未就園児を対象に実施
- ・幼稚園型 ... 幼稚園又は認定こども園で、主として在園児を対象に教育時間の前後又は長期休業日等に実施
- ・幼稚園型 ... 幼稚園で、家庭において必要な保育を受けることが困難であるとして市町の認定を受けた2歳児を対象に実施
- ・余裕活用品型 ... 保育所、認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育のうち、当該施設の利用児童が利用定員に満たない場所で、未就園児を対象に実施
- ・居宅訪問型 ... 利用児童の居宅において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった集団保育が困難な障害児などを対象に実施

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

エ 予算額 234,173 千円

### （３）病児保育事業

#### ア 目的

病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

- ・病児対応型 ... 地域の子どもの対象に病児を受入
- ・病後児対応型 ... 地域の子どもの対象に病後児を受入

- ・体調不良児対応型 ... 自園の子どもを対象に体調不良児への対応のほか、入所児童に対して保健的な対応等を図る
- ・非施設型（訪問型）... 地域の子どもを対象に病児又は病後児を児童宅で保育

イ 実施主体 市町  
 ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3  
 エ 予算額 134,422 千円

(4) 実費徴収に係る補足給付事業

ア 目的  
 認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育等を受けた場合に負担する、日用品、文房具、給食費、その他の教育・保育に必要な費用の全部又は一部を助成する。

イ 実施主体 市町  
 ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3  
 エ 予算額 4,881 千円

(5) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

ア 目的  
 健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を助成する。

イ 実施主体 市町  
 ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3  
 エ 予算額 9,908 千円

3 安心こども基金事業（長崎県安心こども基金ほか）

幼児教育・保育無償化円滑化事業

ア 目的  
 認可外保育施設における幼児教育・保育の無償化の事務費及びシステム改修費等に要する費用の補助を行い無償化の円滑な実施を目的とする。

イ 事業概要  
 認可外保育施設における幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、県や市町において発生する事務費及びシステム改修費等に要する費用の補助を実施する。

ウ 実施主体 市町  
 エ 補助率 国 10 / 10  
 オ 予算額 2,579 千円

4 保育士人材確保等事業

(1) 保育士・保育所支援センター設置運営事業

ア 目的  
 潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設

置し、保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する。

#### イ 事業概要

保育士・保育所支援センターに保育士再就職支援コーディネーターを配置し、保育人材の求人・求職サイト「保いっぷ」の運営管理、募集採用状況の把握、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所に対し潜在保育士の活用に関する助言等の実施、保育所等の職場環境改善を図るためのアドバイザー等の派遣を実施。

ウ 委託先 (一社)長崎県保育協会

エ 負担割合 国1/2、県1/2

オ 予算額 7,221 千円

### (2) 保育所職員研修委託事業

#### ア 目的

保育所職員の専門的研修を行い、職員の資質の向上を図ることによって多様化した保育需要に対応する。

#### イ 事業概要

研修会名	開催月	開催予定地	参加予定人員
食育研修会	6月	長崎市	150人
保育研修会	8月	長崎・佐世保市	280人
初任者研修会	7月	長崎市	200人
施設長研修会	6月	長崎市	300人
主任・主幹研修会	9月	長崎・佐世保市	調整中
保健研修会	10月	長崎・佐世保市	調整中

ウ 委託先 (一社)長崎県保育協会

エ 負担割合 国1/2、県1/2

オ 予算額 2,539 千円

### (3) キャリアアップ研修事業

#### ア 目的

技能と経験に応じて、最大で月額4万円が支給されるキャリアアップ制度が創設されたことに伴い、支給の要件として受講義務が課されている研修を実施する。

#### イ 事業概要

国が示した「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、乳児保育、幼児教育、障害児保育(特別支援教育)、食育・アレルギー、保健衛生・安全対策、保護者支援、マネジメント、保育実践の8分野について、1分野ごとに15時間の講義や演習などを行う。

ウ 負担割合 国1/2、県1/2

エ 予算額 9,045 千円

#### (4) 保育士等合同面談会

##### ア 目的

保育士・幼稚園教諭を養成している大学・短大の新規卒業者等の県内保育所等への就職促進を図る。

##### イ 事業内容

保育士・幼稚園教諭を養成している大学・短大の卒業予定者や潜在保育士に対し、県内保育所・幼稚園・認定こども園との合同面談会を県内2カ所（長崎・佐世保）、オンラインで開催する。

ウ 負担割合 国1/2、県1/2

エ 予算額 3,136千円

#### (5) 待機児童対策協議会

##### ア 目的

県による市町の待機児童解消の取組の支援をより実効的なものとするため、県を中心に、関係者全員参加の下で協議をする場を設け、待機児童解消を促進する。

##### イ 事業内容

県、市町、保育士養成校、保育施設等関係団体をメンバーとして協議会を設置、年数回開催。

ウ 予算額 50千円

## 5 保育士試験

### ア 受験資格（次のいずれかに該当する者）

(ア) 学校教育法による大学に2年間以上在学して62単位以上修得した者。高等専門学校を卒業した者等（見込みも含む）

(イ) 高校卒業者もしくは文部科学大臣が高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認定した者等であって、児童福祉施設で2年以上児童の保護に従事した者

(ウ) 児童福祉施設において、5年以上児童の保護に従事した者

(エ) 平成3年3月31日以前に高等学校を卒業した者等

(オ) 平成8年3月31日までに高等学校保育科を卒業した者

### イ 受験科目

(筆記) 社会福祉、子ども家庭福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育原理、

教育原理及び社会的養護、保育実習理論

(実技) 保育実習実技（音楽に関する技術・造形に関する技術・言語に関する技術）

保育実習実技は3分野から2分野選択

### ウ 受験科目の一部免除

(ア) 前々年以降、各々の都道府県や保育士試験事務センターが行った保育士試験で合格した科目（平成27年の保育士試験より特定の期間の実務経験により合格科目免除期間の延長ができる）

(イ) 厚生労働大臣指定の学校で、専修した免除指定科目

(ウ) 幼稚園教諭免許を有する者（保育の心理学、教育原理、保育実習実技）

(エ) 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者（社会的養護、児童家庭福祉、

社会福祉)

## エ 資格取得特例制度

平成 26 年の保育士試験より、新たな認定こども園制度への円滑な移行・促進のため、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

(ア) 特例期間 新たな認定こども園制度施行(平成 27 年 4 月)から 5 年後(平成 31 年度末)まで。(更に 5 年後(令和 6 年度末)まで延長)

(イ) 特例適用要件

以下の施設における 3 年かつ 4,320 時間の勤務経験が必要

- ・幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、特例保育を実施する施設(旧へき地保育所)、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により、継続的に保育を行う施設)、幼稚園併設型認可外保育施設、小規模保育事業 A 型及び B 型・事業所内保育事業(利用定員 6 名以上)、公立の認可外保育施設

(ウ) 特例内容

- ・保育士養成施設において所定科目の 8 単位(福祉と養護、相談支援、保健と食と栄養、乳児保育各 2 単位)を履修することにより筆記試験免除

または

- ・筆記試験 9 科目のうち 3 科目(保育の心理学、教育原理、保育実習理論)と実技試験が免除
- ・令和 5 年度からは、上記に加えて、新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭としての実務経験を「2 年以上かつ 2,880 時間以上」有するものは、特例教科目 8 単位のうち更に 2 単位を修得したものとみなす。

## オ 受験料など

平成 18 年度より保育士試験事務のすべては、保育士試験指定試験機関である保育士試験事務センターが行う。

(ア) 受験手数料 12,700 円

(特例制度による筆記試験免除の場合、試験免除申請手数料として 2,400 円)

(イ) 試験日 [筆記(前期)] 令和 5 年 4 月 2 日(土) ~ 4 月 2 3 日(日)

[実技(前期)] 令和 5 年 7 月 2 日(日)

[筆記(後期)] 令和 5 年 10 月 2 1 日(土) ~ 10 月 2 2 日(日)

[実技(後期)] 令和 5 年 12 月 1 0 日(日)

平成 28 年度から前期・後期の年 2 回実施

(ウ) 試験申込先 保育士試験事務センター((一社)全国保育士養成協議会内)

〒171-8536 東京都豊島区高田 3 - 19 - 10

フリーダイヤル 0120-4194-82

(エ) 受験申請書受付期間(令和 5 年の申請からオンライン申請を開始)

前期: 令和 5 年 1 月 1 7 日(火) ~ 令和 5 年 2 月 6 日(月) 消印有効

オンライン申請受付期間 開始日同日午前 10 時から最終日同日午後 5 時まで

後期: 未定(令和 5 年 4 月 1 日現在)

## カ 推移

区分 年度	受験者 数 人	全科目合格		一部科目合格	
		合格者数 人	合格率 %	合格者数 人	合格率 %
平成 25 年	356	39	10.96	274	76.97
平成 26 年	358	47	13.13	248	69.27
平成 27 年	340	71	20.88	216	63.53
平成 28 年(1 回目)	248	44	17.74	136	54.83
平成 28 年(2 回目)	253	59	23.32	141	55.73
平成 29 年(1 回目)	226	31	13.72	121	53.53
平成 29 年(2 回目)	242	47	19.42	137	56.61
平成 30 年(1 回目)	262	64	24.43	144	54.96
平成 30 年(2 回目)	251	31	12.35	144	57.37
平成 31 年(1 回目)	263	43	16.35	143	54.37
平成 31 年(2 回目)	257	76	29.57	130	50.58
令和 2 年(1 回目)	244	8	3.28	0	0
令和 2 年(2 回目)	271	54	19.93	166	61.25
令和 3 年(1 回目)	234	36	15.38	126	53.84
令和 3 年(2 回目)	262	40	15.27	153	58.40
令和 4 年(1 回目)	264	81	30.7	118	44.70
令和 4 年(2 回目)	226	64	28.3	101	44.69

令和 2 年(1 回目)は筆記試験中止のため、合格者数は筆記試験免除者の実技試験合格者  
 特例制度による試験免除申請者数 (H26) 6 名 (全員合格) (H27) 44 名 (全員合格)  
 (H28) 12 名 (全員合格) (H29) 46 名 (全員合格) (H30) 21 名 (全員合格)  
 (H31) 18 名 (全員合格) (R2) 8 名 (全員合格) (R3) 3 名 (全員合格)  
 (R4) 5 名 (全員合格)

## 6 保育士登録 (県単)

### ア 保育士資格の法定化

児童福祉法の改正 (平成 15 年 1 月 29 日施行) により、保育士資格が法定化され、児童福祉施設の任用資格から名称独占資格に改められた。

### イ 登録

保育士として業務を行うには、都道府県知事へ登録し、「保育士登録証」の交付を受けなければならない。(保育士として働かない場合は、資格を持っていても必ずしも登録をする必要はない。)

〔登録先〕・指定保育士養成施設の卒業生：申請時点の住所地の都道府県知事

・保育士試験合格者：合格地の都道府県知事

### ウ 登録手数料

a 保育士登録申請手数料 4,200 円

b 保育士登録証書換え交付手数料 1,600 円

ｃ 保育士登録証再交付手数料 1,100 円

工 申請先

登録事務処理センター（（福）日本保育協会内）

〒102-0083 東京都千代田区麹町1丁目6番2号

オ 予算額 3,830 千円

## 7 福祉施設職員産休等代替職員費補助金（県単）

ア 目的

児童福祉施設等（公立及び中核市除く）の職員が出産、疾病、負傷のため長期間勤務を休む場合、臨時的に代替職員を任用し、入所者の正常な保護を確保すると共に施設職員の健康の保全を図る。

イ 事業概要

対象職種	保育士・看護師・介護職員・支援員・保健師・寮母・児童生活支援員・児童自立支援専門員・指導員（児童指導員・生活指導員・職業指導員等）・セラピスト（作業療法士・理学療法士等）・栄養士・調理員	
対象期間	産休	・出産予定日前8週間目に当たる日から産後8週間を経過するまでの期間 ・多胎妊娠の場合は出産予定日以前14週間目に当たる日から産後8週間を経過するまでの期間
	病休	疾病のため休む期間が、30日を越える日から60日間
補助率	1/2	
日額単価	6,300 円	

平成17年度から一般財源化され、県へ交付税措置されたため、県単独で補助する。

ウ 予算額（中核市を除く） 3,780 千円

## 8 子育て支援新制度関係対策事業

（1）保育体制強化事業

ア 目的

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。

イ 事業概要

民間保育所に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 国1/2、県1/4、市町1/4

オ 予算額 160,117千円

（2）保育補助者雇上強化事業

ア 目的

短時間勤務の保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）を雇上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止及び、保育人材の確保を目的とする。

イ 事業概要

民間保育所に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 国 3 / 4、県 1 / 8、市町 1 / 8

オ 予算額 184,593千円

(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

ア 目的

認可外保育施設の保育士等に対する健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図る。

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

エ 予算額 33 千円

(4) 医療的ケア児保育支援事業

ア 目的

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

イ 事業概要

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員の配置等に要する費用の一部を補助する。

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 国 2 / 3、県 1 / 6、市町 1 / 6

オ 予算額 40,894千円

(5) 保育環境改善等事業

ア 目的・事業概要

保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修、熱中症対策として、冷房設備を新規設置するための改修を行う費用を補助し、児童の福祉の向上を図る。

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

エ 予算額 4,116 千円

(6) 感染症拡大防止対策支援事業

ア 目的・事業概要

認可外保育施設において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくため



に必要な経費のほか、子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

- イ 実施主体 県
- ウ 補助率 国 1 / 2、県 1 / 2
- エ 予算額 8,300 千円

(7) 原油価格・物価高騰対策に伴う給食費等の負担軽減対策

ア 目的・事業概要

認可外保育施設に対するコロナ渦における原油価格・物価高騰対策に係る給食費の負担軽減に対する支援。

- イ 実施主体 県
- ウ 補助率 県 2 / 3、事業者 1 / 3
- エ 予算額 8,050 千円（令和4年度繰越予算）

(8) 送迎用バスの安全装置改修等支援

ア 目的・事業概要

認可外保育施設に対する送迎バスへの安全装置設置や登園管理システム、見守りサービス等設置費用等に対する支援及び安全管理に関する研修等の実施。

- イ 実施主体 県
- ウ 補助率 バス安全装置 定額  
登園管理システム・見守りサービス 県 4 / 5、事業者 1 / 5  
研修は県実施費用分
- エ 予算額 11,201 千円（令和4年度繰越予算額）

## 9 私立幼稚園教育振興費補助金

ア 目的

私立幼稚園における教育の振興と保護者の教育費負担の軽減を図る。

イ 事業概要

幼稚園・幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、幼稚園等を運営するために要する経常的経費を補助する。

(ア) 一般補助（ 確認を受けない幼稚園のみ対象）

予算額を別に定める基準により配分

(イ) 特別加算

a 種免許状保有教員配置促進

種免許状保有の教員を配置している幼稚園に対し、実績に応じて配分

b 財務状況改善促進

財務状況の改善を図っている幼稚園に対し、実績に応じて配分

c 幼稚園教諭の処遇改善加算

通常のベースアップを超える処遇改善を実施している幼稚園に対し配分



d 特別支援教育加算

障害を持つ幼児を1人受け入れ、専任教員の配置を行っている幼稚園等へ配分

e 食育の推進

食育の推進を図っている幼稚園に対し配分

f 幼児教育の推進

特色ある園づくりを自ら企画し取り組んでいる幼稚園に対し配分

(ウ) 原油価格・物価高騰対策に係る給食費等の負担軽減対策

ウ 補助額 実績等に応じた配分

エ 予算額 425,158 千円

9,454 千円 (給食費支援) (令和4年度繰越予算)

46,805 千円 (送迎バスの安全装置改修等支援) (令和4年度繰越予算)

## 10 私立幼稚園特別支援教育費補助金

ア 目的

私立幼稚園における心身に障害を持つ園児の教育に要する人件費や経費の一部を補助し、特別支援教育の振興を図る。

イ 事業概要

障害を持つ幼児を2人以上在園させ、専任教職員を1名以上配置し、継続的に特別支援教育を行っている学校法人に対し、特別支援教育に係る経常的経費を助成する。

ウ 補助額 障害をもつ園児一人当たり 784 千円

エ 補助率 国 1 / 2、県 1 / 2

オ 予算額 78,400 千円

## 11 私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金

ア 目的

私立幼稚園が教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる保育事業に対し補助を行い、子育てを支援する。

イ 事業概要

開園日の4 / 5以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する幼稚園(一時預かり事業(幼稚園型)の補助対象を除く)を設置する学校法人に対し、預かり保育の実施に要する人件費及びその他の経費を補助する。

ウ 補助基準額

開園日数及び預かり保育時間	預かり保育担当者数	1園当たり補助基準額
開園日の4 / 5以上の日数 1日2時間以上4時間未満開設	1人	800千円
	2人	1,300千円
	3人以上	1,800千円

開園日の4 / 5以上の日数 1日4時間以上開設	1人	1,200千円
	2人	1,700千円
	3人以上	2,200千円
開園日の4 / 5以上の日数 1日4時間以上開設 18時以降(18時含む)も開設	1人	1,400千円
	2人	1,900千円
	3人以上	2,400千円

エ 補助率 国1 / 2、県1 / 2

オ 予算額 13,120千円

## 12 私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金

### ア 目的

私立幼稚園の施設や機能を地域に開放し、地域の子どもたちに遊び場を提供するなど、幼稚園が地域の幼児期の教育のセンターとしての役割を果たし、子育て家庭を支援する様々な活動を推進する。

### イ 事業概要

以下の子育て支援活動推進事業を実施する幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、事業に要する経費の一部を助成する。

#### (ア) 「提供事業」

地域の子どもたちに遊びの場及び機会を提供し、又は援助する事業

#### (イ) 「講座開催事業」

幼児教育に関する各種の講座又は集会を開催する事業

#### (ウ) 「相談事業」

地域の保護者等に対する教育相談事業

#### (エ) 「情報発信事業」

ホームページ・保健だより等で地域の保護者に対し育児情報を発信する事業

#### (オ) 「子育て支援保育事業」

1日4時間未満かつ週4日以下かつ年間39週未満で、2歳児以上を預かる事業(子育て支援範囲内の一時預かり保育)

#### (カ) 「認定こども園子育て支援事業」

認定こども園が実施する子育て支援事業(「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」第2条に規定される事業)

ウ 補助額 予算総額を各園の補助対象経費に応じて配分

エ 補助率 国1 / 2、県1 / 2

オ 予算額 62,405千円

## 13 私立幼稚園耐震補強工事費補助金(県単)

### ア 目的

幼児が一日の大半を過ごす生活・学習の場である私立幼稚園の安全確保を図るため、耐震補強工

事を行う施設に対し助成を行う。

#### イ 事業概要

- (ア) 事業の内容 文部科学省の「私立幼稚園施設整備費補助金」を活用し、同国庫補助制度の設置者負担部分に、1/6を県単継足し、設置者負担の軽減を図る。
- (イ) 対象施設 昭和56年5月31日以前に着工された幼稚園園舎で、構造耐震指標（I s 値）が概ね0.7未満の園舎
- (ウ) 対象事業費 工事費1園あたり400万円以上1億円限度
- (エ) 補助率 I s 値が0.3未満：国1/2・県1/6・設置者1/3  
I s 値が0.3以上：国1/3・県1/6・設置者1/2  
指定避難所に限り、県補助率1/3
- (オ) 予算額 2,120千円

### 14 幼児教育推進事業

#### (1) 幼保小連携推進事業

##### ア 目的

幼児期から小学校6年間への継続した指導について幼稚園・保育所・小学校の教員等が共に研究を進めることで、子どもの発達の連続性を踏まえた一貫性のある教育を行い、子ども一人ひとりの生きる力の育成に資する。

##### イ 事業概要

幼稚園・保育所・認定こども園・小学校各園校から成る1地区を指定し、そのうち保育所又は認定こども園を研究推進の中心園として委託契約を行い、幼保小の連携にかかる情報交換の在り方、生活の連続性及び発達や学びの連続性の在り方、子どもや保護者の相互交流などについて研究する。

ウ 予算額 170千円

#### (2) 幼児教育の理解・発展推進事業

##### ア 目的

幼稚園教育に関する内容について研究協議を進め、研究成果の公開を行うことにより、長崎県における幼児教育の質の向上を図る。

##### イ 事業概要

公立幼稚園、私立幼稚園各1園を指定し、文部科学省が示した研究主題（幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について、指導計画の作成、保育の展開、指導の過程の評価・改善について）について研究する。

ウ 予算額 340千円

#### (3) 幼児教育センター運営事業

##### ア 目的

幼児教育センターを設置し、幼児教育の質の向上を図る各種施策を総合的に実施することにより、乳幼児期において、生涯にわたる生きる力の基礎を育む。

##### イ 事業概要

幼児教育センターを設置し、各市町の幼児教育アドバイザー設置を推進しつつ、県の幼児教育ア

ドバイザーの訪問による施設への助言、研修実地主体との連携、幼保小連携の推進、幼児教育に関する調査・研究等を行う。

ウ 負担割合 国 1 / 2

エ 予算額 12,852 千円

#### 15 保育士修学資金貸付等事業

ア 目的

保育士資格の新規取得者や潜在保育士の確保、保育士の離職防止を図る。

イ 事業概要

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付及び潜在保育士への就職準備金の貸付を行う。

ウ 予算額 13,971千円

#### 16 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）

##### （1）幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備  
新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入

ア 目的

幼児教育の質の向上のための環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備する。

イ 事業概要

遊具・運動用具・教具・衛生用品等の設備を整備する。

新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子ども用マスク、消毒液等）の購入及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応。

ウ 対象施設

認定こども園、幼稚園

幼稚園

エ 補助率

認定こども園：国 1 / 2、施設 1 / 2、幼稚園：国 1 / 3、施設 2 / 3

幼稚園：国 1 / 2

オ 予算額

28,000 千円

37,656 千円

##### （2）園務改善に係る ICT 化支援

ア 目的

幼稚園における幼稚園教諭等の業務負担軽減を図るため、書類作成業務や園児の登降園管理等の業務について ICT 化を促進する。

イ 事業概要

園務改善のための支援システムの導入を行う。

ウ 対象施設 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）  
エ 補助率 国 3 / 4  
オ 予算額 22,500 千円

## 【地域子育て推進班】

### 1 子育て支援新制度関係対策事業（子育て支援員研修事業）

#### ア 目的

##### （ア）地域保育コース（地域型保育）

地域型保育事業（小規模保育事業等）や保育所・認定こども園の保育士配置の特例により保育に従事する保育者を養成するため、研修を実施する。

##### （イ）地域保育コース（ファミリー・サポート・センター）

ファミリー・サポート・センター事業で提供会員となる者に対し、子育て支援員研修事業実施要綱に基づく研修を実施する。

#### イ 事業概要

##### （ア）地域保育コース（地域型保育）

研修内容 … 「地域型保育の概要」「乳幼児の生活と遊び」など26科目  
（6日間の講義・演習＋2日間の見学実習）

##### （イ）地域保育コース（ファミリー・サポート・センター）

研修内容 … 「ファミリー・サポート・センターの援助内容」「ファミリー・サポート・センターにおける保護者への対応」など4科目（1日間の講義・演習）

ウ 実施主体 県

エ 負担割合 国1/2、県1/2

オ 予算額 4,125千円

### 2 放課後児童クラブ関係事業

#### （1）放課後児童健全育成事業

##### ア 目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に学校の空き教室や児童厚生施設（児童館、児童センター）、保育所・幼稚園等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

##### イ 実施主体

市町、社会福祉法人、その他の者

##### ウ 補助対象

市町が実施する事業(委託・助成を含む)で、内閣府所管の子ども・子育て支援交付金に係る放課後児童健全育成事業を行う放課後児童クラブ

年間250日以上、平日3時間以上、休日8時間以上開所  
支援員を2名以上配置（1名を除き補助員代替可）

エ 予算額 1,627,525千円

オ 補助率 国1/3、県1/3、市町1/3

放課後児童健全育成事業等（子ども・子育て支援交付金（内閣府所管））

放課後児童健全育成事業

放課後子ども環境整備事業



- 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）
- 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）
- 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）
- 放課後児童支援員等処遇改善等事業
- 障害児受入強化推進事業
- 小規模放課後児童クラブ支援事業
- 要支援児童等対応推進事業
- 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

	H30	R1	R2	R3	R4
クラブ数（支援単位数）	447	474	493	507	513
待機児童数	53	29	42	17	24

（２）母子家庭等児童助成事業（県単）

ア 目的

放課後児童クラブを利用する母子（父子）家庭の児童及び兄弟姉妹児童（他に未就学児がいる家庭で、クラブに通所している２人目から対象）について、保育料負担の軽減を図るため、放課後児童クラブが保育料を減免した場合の保育料軽減補助を行う。（１人月額５千円を上限に補助を行う。所得制限あり）

イ 補助対象 市町(中核市を除く)が実施または助成する事業

ウ 予算額 27,908 千円

エ 補助率 県 1/2、市町 1/2

（３）放課後児童クラブ関係研修事業

放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員（有資格者）として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行するうえで必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として認定資格研修を実施する。

放課後児童支援員等資質向上研修事業

放課後児童支援員及び補助員等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員等の資質の向上を図るものである。

ア 予算額 4,074 千円

イ 補助率 国 1/2、県 1/2

3 子ども・子育て支援整備事業

ア 事業概要

放課後児童クラブの施設整備（創設、改築、大規模修繕等）を行う。

イ 補助基準額

創設・改築の場合 29,060 千円

（放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合は 58,120 千円）

拡張・大規模修繕の場合 大臣が認めた額



- ウ 予算額 42,023 千円
- エ 補助率
- 市町が整備を行う場合 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3
- 市町が社会福祉法人等に補助を行う場合 国 2 / 9、県 2 / 9、市町 2 / 9、  
社会福祉法人等 1 / 3
- (待機児童が発生している場合には、嵩上げあり)

#### 4 地域子ども・子育て支援事業(地域子育て関係)

##### (1) 利用者支援事業

###### ア 目的

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の地域子育て支援の情報提供及び必要に応じ、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

- ・基本型 ... 身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施
- ・特定型 ... 市町の窓口等において、待機児童解消等を図るため、保育に関する施設や事業の円滑な利用を支援
- ・母子保健型(子育て世代包括支援センター)  
... 市町保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設において、妊娠期から子育て期に渡るまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 2 / 3、県 1 / 6、市町 1 / 6(令和3年度~)

エ 予算額 26,580 千円

##### (2) 子育て短期支援事業

###### ア 目的

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等(実施施設)で一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

- ・短期入所生活援助(ショートステイ)事業  
保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、実施施設において養育保護を行うもの
- ・夜間養護(トワイライトステイ)事業  
保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

エ 予算額 2,377 千円

(3) 地域子育て支援拠点事業

ア 目的

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

・基本事業 ... 次の4事業をすべて実施

子育て親子の交流の促進

子育て等に関する相談の実施

子育て支援に関する情報の提供

講習等の実施

・一般型 ... 常設の地域子育て支援拠点を開設し、基本事業を実施するとともに、出張ひろばや地域との交流を実施

・連携型 ... 児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、基本事業を実施

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国1/3、県1/3、市町1/3

エ 予算額 253,233 千円

(4) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

ア 目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る。

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国1/3、県1/3、市町1/3

エ 予算額 21,021 千円

5 地域子育て支援拠点環境改善事業

ア 目的

地域子育て支援拠点事業を継続して実施するために必要な施設の改修、備品の整備を図る。

イ 事業概要

市町が行う施設改修、備品購入への補助

ウ 補助率

国1/2、県1/4、市町1/4 中核市は県負担なし(国1/2、市1/2)

エ 予算額 2,494 千円

## 6 「ココロねっこ運動」推進事業

### (1) ココロねっこ運動

#### ア 目的

長崎県青少年育成県民会議を核として、子どもたちの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動「ココロねっこ運動」を定着させ、民間企業や各種団体と一体となり、地域ぐるみの健全育成活動を積極的に推進するための事業を行う。

青少年育成県民会議は、全都道府県に設置されており、青少年の健全育成を県レベルで推進するための本県唯一の組織である。



#### イ 事業概要

##### a 「ココロねっこ運動」の普及啓発

- ・ココロねっこ指導員・推進員講習会の開催
- ・ココロねっこ運動チラシ等の作成・配布、ホームページ等による広報
- ・ココロねっこ運動団体登録の推進

##### b 「家庭の日」の啓発

#### ウ 予算額 15,880 千円

(長崎県青少年育成県民会議運営費補助金含む)

### (2) 子ども・子育て応援の機運醸成(企業等の巻き込み、情報発信)

#### ア 目的

子育てを応援する機運を高め、子ども・子育てに優しい社会づくりを推進するため、子育て世代へのサービス提供等を行う「子育て応援の店」協賛店舗のさらなる拡大に向けて取り組むとともに、子育てに関するポジティブな情報発信を効果的に行う。

#### イ 事業概要

ながさき子育て応援の店事業(地域少子化対策重点推進交付金事業)

子育てに優しい、又はお得なサービスを提供する協賛店舗を募集し、周知を行う。

子育て応援「ココロネット・アプリ」の運営(県単)

子育て世代のニーズに合った情報提供体制を構築し、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

子育て応援フリーマガジン「ココロン」への広告掲出(地域少子化対策重点推進交付金事業)

親子の育ちを応援し、より良い子育て社会を目指すフリーマガジンを発行する。幼稚園・保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点などで配布。年3回、各回約70,000部発行。

#### ウ 予算額 5,858 千円

## 7【新】「ながさきハッピー子育て」環境づくり・機運醸成事業

#### ア 目的

ポータルサイト等を活用し、子育てに関する相談支援を強化するとともに、若者、企業・団体、地域、市町等と連携した子育て応援の取組や効率的・効果的な情報発信により、社会全体で子育てを応援する機運を醸成する。

## イ 事業概要

### a 「ながさきハッピー子育て」環境づくり事業

#### 事業概要

ポータルサイト・LINE等を活用し、子育てに関する相談支援を強化するとともに、信頼できる情報のプッシュ型配信により、安心して子育てができる環境づくりを推進

予算額 4,475 千円

### b 「ながさきハッピー子育て」機運醸成事業

#### 事業概要

- ・動画や、メディア各社とのタイアップ等による情報発信を強化し、子育て応援の機運を醸成
- ・各団体等との連携による、妊娠・出産、子育てを応援するコラボイベントや取組を実施

予算額 15,810 千円

## 8 長崎っ子の未来をひらくメディア事業（メディア環境改善）

### ア 目的

親や子どものメディアリテラシー力の向上のために、「メディア安全指導員」の資質向上研修と地域への派遣に取り組むとともに、メディア関係業界や育成団体、行政による協議会を設置し、健全なメディア環境の推進に係る方策・成果・課題等について協議するなど、本県のメディア環境の改善を図る。

### イ 事業概要

- メディア安全指導員の養成講座、資質向上研修・派遣事業
- 長崎っ子のためのメディア環境協議会の開催
- 保育・教育関係者・保護者等のメディア研修会の開催
- 幼児教育関係者等へのメディア研修会の開催、啓発資料の作成

### ウ 予算額 3,847 千円

長崎県小中高生フィルタリング状況（公・私立小学5年生～高校生） R1から2年に1回調査

H28	H29	H30	R1	R3
69.2%	66.8%	65.7%	62.5%	62.2%

### メディア安全指導員の派遣

	H30	R1	R2	R3	R4
回数（回）	359	345	184	262	282
参加者数（人）	40,134	45,402	18,574	30,052	37,929

## 9 子ども・若者支援システム構築事業（県単）

### ア 目的

子ども・若者育成支援推進法に基づき、乳幼児期からおおむね30歳代までの子ども・若者を対象に、不登校・ニート・ひきこもり等の総合的な対策を実施する。

## イ 事業概要

### a ネットワーク強化事業

#### 事業概要

不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の支援に関わる各機関間で問題意識と情報を共有し、効果的かつ円滑な支援体制の整備を図るため、代表者会議（「長崎県子育て条例推進協議会」をもってあてる。）及び実務者会議からなる「子ども・若者支援地域協議会」を設置・運営する。

予算額 120 千円

事業期間 平成 2 2 年度～

### b 総合相談窓口設置事業

#### 事業概要

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を総合的にサポートするため、ワンストップの相談窓口を設置する。

予算額 16,646 千円

事業期間 平成 2 3 年度～

## 10 非行防止・環境浄化対策（県単）

### ア 目的

青少年の心身の健全な発達に有害な影響を与え、又はおそれのある行為を防止するとともに、青少年をとりまく社会環境を浄化し、もって少年の健全な育成を図る。

### イ 事業概要

長崎県少年保護育成条例に基づき審議会の開催、有害図書類の指定及び立入調査や立入調査員の研修を実施する。

併せて、8市少年センターの補導活動等に関し、助言・指導を行う。

ウ 予算額 960 千円



#### 成人向コーナー

長崎県少年保護育成条例により、**十八歳未満**の方の購入・閲覧・交換等をおこわりいたします。



---

## こども家庭課の主要事業

---



## 【こども・女性支援班】

### 1 児童福祉振興

#### ア 目的

児童福祉行事の開催や家庭児童相談室の運営等を行う。

#### イ 事業概要

(ア) 県内児童福祉施設球技大会（補助金）

(イ) 家庭相談員の配置

県内3箇所の県福祉事務所家庭児童相談室業務にかかる諸経費

ウ 予算額 1,164 千円

### 2 児童相談所事業

#### ア 目的

児童のあらゆる問題についての相談を受け、専門的な角度から調査判定を行い、適切な指導により児童福祉の推進を図る。（児童福祉法第12条）

#### イ 児童相談所の設置

(ア) 長崎こども・女性・障害者支援センター（管内面積 2,240.27 k<sup>2</sup>）

管轄市郡 ... 長崎市、島原市、諫早市、大村市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡、南松浦郡

(イ) 佐世保こども・女性・障害者支援センター（管内面積 1,865.20 k<sup>2</sup>）

管轄市郡 ... 佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、東彼杵郡、北松浦郡

#### ウ 主な業務

(ア) 児童に関するあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じる。

(イ) 児童及びその家庭について、必要な調査、並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行う。

(ウ) 児童及びその保護者に対し、調査、判定に基づいて必要な指導を行う。

(エ) 児童の一時保護及び里親・児童福祉施設等へ入所措置等を行う。

(オ) 必要に応じ、巡回して相談、指導等を行う。

エ 予算額 110,713 千円

### 3 児童虐待総合対策事業

#### ア 目的

近年、児童虐待の増加・深刻化が社会問題となっていることから、児童虐待の早期発見と早期対応を促進するため、地域ぐるみで家庭支援を行う体制の整備を促進することに加えて、虐待を受けた児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導体制を整備して児童福祉の向上に資する。



## イ 事業概要

### (ア) 保護者に対するカウンセリング強化事業

児童相談所と専属契約した精神科医が、子どもに虐待を加えた保護者からの相談に適切に助言するほか、児童虐待に対応する児童相談所職員に専門家の立場からアドバイスを行う。

### (イ) 一時保護所学習指導協力員の配置

児童相談所の一時保護所に専任の学習指導協力員（非常勤）を配置し、一時保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導を行う。

### (ウ) 児童虐待防止のための広報啓発事業

児童虐待の通告先等の周知や児童虐待に対する意識啓発を図るため、児童虐待防止月間を中心に広報啓発を行う。

### (エ) 家族再統合支援事業

虐待を受けた児童の保護者に対して、衣食住など基本的な生活環境整備や養育技術の指導を行い、児童の家庭復帰を図る。

### (オ) 法的対応機能強化事業

児童相談所の業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士配置又はこれに準じる措置を行う。

### (カ) 医療的機能強化事業

地域の医療機関等で判断が困難な虐待ケースについて、専門の医師による医学的判断及び医療・保健・福祉等の関係職員を対象とした研修会を行う。

### (キ) 24時間・365日体制機能強化事業

いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、両こども・女性・障害者支援センターに土日相談窓口を開設する。

### (ク) 未成年後見人支援事業

家庭裁判所が認めた未成年後見人に損害保険料を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに児童等の日常生活の支援や福祉の向上を図る。

### (ケ) 児童の安全確認のための体制強化事業

虐待通告のあった児童への目視による安全確認等を強化するため、佐世保こども・女性・障害者支援センターに1名人員を配置する。

### (コ) ひきこもり等児童福祉対策事業

ひきこもり児童等とその家庭に対する総合的な援助を行い、児童の自主性・社会性を育み、登校意欲及び家庭機能の回復を図るため、メンタルフレンド派遣、ひきこもり児童等宿泊・通所指導を行う。

### (サ) 児童家庭支援センター運営費補助

児童及び家庭に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、保護を要する児童またはその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行うことを目的とする児童家庭支援センターの運営費を補助する。

ウ 予算額 112,856 千円

## 4 児童虐待防止・支援体制強化事業

### ア 目的

児童虐待防止に向け、県レベルの要保護児童対策地域協議会を設置するとともに、要支援家庭等への支援を強化するため、市町要保護児童対策地域協議会の機能、施設機能、里親支援の強化を図る事業を実施する。

### イ 事業概要

- (ア) 県要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携して、要保護児童の早期発見・早期対応への取組や普及・啓発等を検討し、取組を強化する。
- (イ) 児童相談所や市町要対協調整機関の機能強化を図るため、職員への義務研修等の資質向上のための研修を行う。
- (ウ) 施設の基幹的職員を養成するための研修実施とこども・女性・障害者支援センター等による施設支援の強化を図る。
- (エ) 児童相談所が児童相談所業務に関する専門的知識を有する学識経験者や法律関係者（弁護士）精神科医等の協力を得て、子ども・保護者等に対し、より適切な技術助言・指導等を行う。
- (オ) 児童相談業務や電話相談に従事する市町職員に対し、児童相談所において相談援助業務、電話相談業務等の実習研修や児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等を講師とした研修を実施する。
- (カ) 各市町児童福祉主管課、市町要対協が実施する研修等に、児童相談援助技術向上のための研修及びケース検討会議等について、専門的知識を有する学識経験者（法律、医療、児童福祉）等や児童相談所職員を講師として派遣し、研修や助言を実施する。
- (キ) 「長崎県社会的養育推進計画」の進捗状況の確認や検証等を行う。
- (ク) 社会的養護が必要な子どもの権利擁護を推進するため、児童養護施設等に入所する子どもの声を受け止め代弁する意見表明の仕組みや、子どもの権利救済の仕組みを構築する。

ウ 予算額 44,774 千円

## 5 児童保護措置

### (1) 児童保護措置費（児童養護施設等）（県費負担分）

#### ア 事業概要

児童福祉法の規定に基づき、児童を児童福祉施設（児童入所施設）に入所措置を行った場合や里親への委託措置を行った場合等に、児童福祉施設及び里親等に対し、児童の保護又は養育に要する費用を支弁する。

イ 予算額 3,534,091 千円

### (2) 施設入所児童の処遇改善費（県単）

#### ア 目的

施設に入所している児童の処遇の向上を図るため、国の措置費制度に県で加算するもの。

## イ 事業概要

### (ア)見学旅行加算費

施設児童の見学旅行に際し必要な小遣費

小学生 1,500 円、中学生 2,500 円

### (イ)高等学校等就学促進費

施設児童のうち高等学校等就学児童

私学入学時 1 人 実費相当額(上限 200,000 円)

職業訓練校入学時 53,000 円

部活動で県外への遠征にかかる費用(離島施設については島外遠征費含む)のうち 10,000 円を超える費用(上限 10,000 円)

### (ウ)児童養護施設入所児童等学習支援事業

学習塾がないか、近くにない児童養護施設、児童心理治療施設に、週 2 日間、中学生(主に 3 年生)を対象に、数学と英語の家庭教師を派遣し学習指導を行う。

限度額 賃金 1 日(1 回) 6,000 円

交通費 1 日(1 回) 700 円

### (エ)児童養護施設入所児童等大学等進学支援事業

児童養護施設入所者の大学等進学の機会を増やすため、高校在学中の学習塾費用を助成する。

助成額 月額上限 15,000 円

ウ 予算額 7,679 千円

## (3) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業(県負担分(1/10))

### ア 事業概要

児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付け、円滑な自立を支援するもの。

#### a 貸付の種類

・生活支援費 月額 50,000 円(進学者)

・家賃支援費 1 月あたりの家賃相当額(生活保護制度上の住宅扶助額を限度)

・資格取得支援費 上限 250,000 円

#### b 返還債務の免除

就職後、一定期間引き続き就業を継続した場合は返還を免除する。

イ 予算額 3,207 千円

## (4) 社会的養護自立支援事業

### ア 事業概要

児童養護施設等へ入所又は里親等への委託を受けていた者で 18 歳(措置延長の場合は 20 歳)到達により措置解除された者のうち継続支援が適当な場合に引き続き支援等を行う。

### イ 支援内容

#### a 居住に関する支援

・大学等への就学や就労している者

・就学・就労をしていない者

一人当たり月額 90,000 円(里親宅)~504,000 円(児童心理治療施設)を施設等に補助

#### b 生活に関する支援

- ・就学している者
    - 一人当たり月額 11,360 円を施設等に補助
  - ・就学・就労をしていない者
    - 一人当たり月額 52,120 円を施設等に補助
- ウ 予算額 17,705 千円

(5) 就学者自立生活援助事業

ア 事業概要

満 20 歳に達する前日において、自立援助ホームに入所していた者で、かつ、大学等に就学中の者を満 20 歳から 22 歳の年度末まで引き続き児童自立生活援助を行い、社会的自立の促進に結びつける。

イ 支援内容

- a 一般生活費 一人当たり月額 11,310 円
  - b 特別育成費 基本額 一人当たり月額 24,420 円  
資格取得特別基準 一人当たり月額 57,610 円
  - c 児童用採暖費 基本額 一人当たり月額 200 円
  - d 就職支度費
 

一般分	一人当たり	82,760 円
特別基準	一人当たり	198,530 円
- ウ 予算額 1,184 千円

(6) 児童養護施設等コロナ対策事業

ア 事業概要

児童養護施設等において行う新型コロナウイルス感染症対策に係る個室化改修費やかかり増し経費等の補助を行う。

- イ 予算額 22,159 千円

(7) 社会的養護自立支援拠点事業

ア 事業概要

児童養護施設等への入所又は里親等への委託を受けていた者で、18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち、継続支援が適当な場合、入所中から退所後を通じて情報提供や個別相談等を行い、円滑な社会的自立の促進を図る。

- イ 予算額 10,405 千円

6 児童福祉施設整備

児童福祉関係社会福祉施設整備補助

ア 目的

児童養護施設のケア単位の小規模化等のために社会福祉法人が行う施設整備経費を助成する。

## イ 事業概要

(福)清風園及び(福)大村子供の家(大村子供の家)が行う施設整備の費用を補助する。

ウ 予算額 43,415 千円

## 7 里親育成支援事業

### ア 目的

こども・女性・障害者支援センターへの「里親相談支援員」配置による里親委託の調整や委託後の関係機関と連携した里親・里子支援、未委託里親支援の実施や、長崎県里親育成センターを中心とした里親制度の広報啓発や里親の資質向上のための総合的な研修の実施により、社会的養護が必要な児童の家庭的な環境(里親等)での養育を推進する。

### イ 事業概要

(1) 里親相談支援員の配置 長崎こども・女性・障害者支援センターに3名  
佐世保こども・女性・障害者支援センターに1名

(2) 長崎県里親育成センターの設置

- ・リクルート 里親制度出前講座、リーフレット制作、里親希望者のアセスメント
- ・義務的研修 養育・養子縁組里親 基礎・登録前・更新研修  
専門里親 認定・更新研修
- ・独自研修 里親研修会、ペアレント・トレーニング、里親勉強会
- ・里親委託推進 里親の選定等

ウ 予算額 27,536千円

## 8 子ども子育て支援事業(子どもを守る地域ネットワーク強化事業)

### ア 目的

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと乳幼児家庭全戸訪問事業等が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する。

### イ 事業概要

要保護児童対策地域協議会の調整機関等の職員の専門性の強化(研修等) 地域ネットワーク構成員の連携強化及び専門性向上、乳幼児家庭全戸訪問事業等との連携、地域住民への周知を図る取組を行う。

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 国 1/3、県 1/3、市町 1/3

オ 予算額 20,366千円

## 9 婦人保護対策（DV対策）

### ア 目的

売春防止法に基づき要保護女子の転落未然防止と保護更生を図るとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。

### イ 事業概要

#### （ア） 相談業務

長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センターに婦人相談員を配置し、日常生活を営む上で何らかの問題を抱える女性のあらゆる相談に応じ、助言、指導、情報提供等を行う。

#### （イ） 一時保護

電話や来所による助言指導だけでは問題解決が困難であり、緊急に保護することが必要と認められた場合、本人の意向に基づき、援助の施策が決定するまでの間、一時保護を行う。また、入所者の自立更正に向けた支援及び生活指導、講習会開催等を行う。

#### （ウ） 婦人保護施設（清和寮）

長期にわたる生活指導・支援が必要な女性、または自立を目的として入寮を希望する女性を、社会生活が営めるまでの間、入寮させ、就業指導及び生活指導、講習会開催等の自立支援を行う。

#### （エ） 配偶者暴力相談支援センター

長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、配偶者からの暴力被害者に対し、

- ・相談や相談機関の紹介
  - ・カウンセリング
  - ・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
  - ・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
  - ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
  - ・保護命令制度の利用についての情報提供
- を行う。

#### （オ） DV被害者等の自立支援

一時保護所を退所した被害者等が、心身ともに回復し、地域生活ができるまでの間、生活できる施設（ステップハウス）等において自立支援を行う。

- ・ステップハウス運営事業（県職員空き公舎を活用した集合住宅型ステップハウス及び県営住宅ステップハウス）
- ・DV被害者等自立支援事業

#### （カ） DV予防啓発

DVの早期発見や予防のための相談窓口の周知、学校等への予防教育の充実を図る。

- ・相談窓口カード配布
- ・DV家庭で育った子どもへの心理ケア
- ・中学校、高等学校、社会人等へのDV予防教育の実施

ウ 予算額 60,890千円

## 【家庭福祉・母子保健班】

### 1 母子・父子自立支援員設置（県単）

#### ア 事業概要

県福祉事務所に配置している母子父子自立支援員（3人）が、ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）を対象に各種相談に応じ、その自立に必要な指導を行うなどひとり親家庭等の福祉の増進を図っている。なお、各市福祉事務所においても、母子父子自立支援員を配置している。

イ 予算額 8,819 千円

### 2 母子寡婦福祉連合会運営費補助事業（県単）

#### ア 目的

（一社）長崎県母子寡婦福祉連合会が実施する公益事業を支援することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。

#### イ 事業概要

（一社）長崎県母子寡婦福祉連合会の運営費の一部助成を行う。

ウ 予算額 5,200 千円

### 3 ひとり親家庭等自立支援事業

#### （1）母子・父子自立支援プログラム策定事業

##### ア 事業目的

児童扶養手当受給者の自立を促進するために、母子・父子自立支援プログラムを策定し、個々の状況・ニーズ等に応じたきめ細やかで継続的な自立・就労支援を行う。

##### イ 事業の概要

県の福祉事務所において、就労支援を希望する児童扶養手当受給者に対し、個々の状況やニーズに応じたプログラムを策定し、ひとり親家庭等自立促進センターや、ハローワーク（生活保護受給者等就労自立促進事業への移行）等の関係機関と連携し、継続的な自立・就労支援を行う。

ウ 予算額 300 千円

#### （2）ひとり親家庭等自立促進センター事業

##### ア 目的

ひとり親家庭等の自立を促進するため、電話、来所やメール等による就業相談、就職に関する各種情報提供、技能習得のための講習会を行うなど一貫した就業支援を行うとともに、養育費の取り決めなど専門家による相談体制の整備や継続的な生活への助言等、総合的支援を行う。

##### イ 事業概要

###### （ア）就業支援事業

電話、電子メール及び面接による相談を受け、就業のみならず、日常生活における家庭の状況や悩み等個々の状況に応じ、キャリアカウンセリング、ソーシャルスキルトレーニング、職

業指導等を実施し適切な助言等を行い、特に、DV被害者等については、婦人相談所や民間支援団体等の関係機関と連携を図りながら実施する。

(イ) 就業支援講習会事業

ひとり親等の就職準備や離転職等に関するセミナーや、地域の実情に応じたひとり親等の就業に結びつく可能性の高い技能や資格を習得するための講習会を開催する。なお、参加者の受講を容易にするため、託児サービスを行う。

(ウ) 就業情報提供事業

就業希望区域、勤務時間その他のひとり親等が希望する雇用条件等を登録する就業支援バンクを開設し、ハローワーク等関係機関と密接な連携を図り、就業にかかる情報提供を行うとともに、就業に関する法制度や労働条件に関する知識等様々な情報を提供する。

(エ) 養育費等支援事業

養育費の取り決めや生活に密着した問題を解決するため、弁護士による法律相談を毎月1回（予約制）及び出張により開催する。

(オ) 面会交流支援事業

面会交流の円滑な実施を図り、子どもの健やかな成長を図るため、面会交流に係る事前相談や面会交流援助等の支援を、モデル地区（西彼地区）において行う。

(カ) 開所日時

月曜日～金曜日 10時～18時（土日祝除く）

(キ) 委託先 一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき

ウ 予算額 11,264 千円

(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ア 目的

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

イ 事業概要

資金の種類は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

一定の要件を満たせば返還免除

ウ 予算額 2,020 千円

(4) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

ア 目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借りに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

イ 事業概要

母子・父子自立支援プログラムを策定し、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組むひとり親



に対し、就労に資する住居の借り上げに要する資金を貸し付ける。

就労につながった場合、1年間の就労継続後、貸付金の償還を免除

ウ 予算額 36,000 千円

#### 4 ひとり親家庭等日常生活支援事業

##### ア 目的

母子家庭等の母等が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯若しくはひとり親家庭となって間がなく生活が安定するまでの世帯に対して家庭生活支援員を派遣し、必要な支援、保育等を行わせ、もってひとり親家庭等の福祉の増進に資する。

##### イ 事業概要

###### (ア) 派遣対象

自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)又は社会的事由(疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な母子家庭、寡婦、父子家庭を対象とし、生活環境が激変する離婚後間もない家庭等は特に配慮する。

また、未就学児を養育しており、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭。

###### (イ) 便宜の種類及び内容

a 生活援助 家事、介護その他の日常生活の便宜

b 子育て支援 保育サービス及びこれに附帯する便宜

ウ 実施主体 市町(中核市を除く)

エ 補助率 国1/2、県1/4、市町1/4

オ 予算額 954 千円

#### 5 ひとり親家庭等生活向上事業

##### ア 目的

ひとり親家庭等は、家計管理、育児や自身の健康面の不安など生活の中に多くの不安を抱えている。また、こうした家庭の子どもは、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。

このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や子どもの生活・学習支援を図り、ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援する。

##### イ 事業概要

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供、家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施する事業等を実施する。(ひとり親家庭等生活支援事業)

また、次の(ア)及び(イ)の支援を組み合わせることを基本とし、これに加えて(ウ)の支

援を地域の実情に応じて実施することができる。（子どもの生活・学習支援事業）

（ア） 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導

（イ） 学習習慣の定着等の学習支援

（ウ） 食事の提供（食材は補助対象外）

ウ 実施主体 市町（中核市を除く）

エ 補助率 国 1 / 2、県 1 / 4、市町 1 / 4

オ 予算額 2,568 千円

## 6 子どもの貧困対策推進事業

ア 目的

平成 30 年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」（平成 31 年 4 月公表）などから見てきた課題の解決に向け、子どもへの直接的な支援や保護者への総合的支援に寄与する取組の実施により、本県の子どもの貧困対策の更なる推進を図る。

イ 事業概要

（ア） 子どもの居場所に係る研修会

子どもの居場所づくりへの意識醸成や理解を促すため、子どもの居場所づくりに関心のある団体等に対する研修会を実施する

（イ） 長崎県子どもの貧困対策統括コーディネーター業務

a 学習支援等の先進事例の情報提供、地域の実情に応じたボランティア確保や育成のノウハウの提供、学習支援事業等実施に向けての課題解決策の提供など技術支援を行い、事業構築までのアウトリーチ等の調整業務を実施する。

b 「つなぐ BANK フードバンクシステム総合相談支援事業」のノウハウを提供し、事業構築までのアウトリーチ等の調整業務を実施する。

c 新たに子どもの居場所づくりを行う可能性のある団体に対し、人材育成のノウハウの提供を行い、事業構築までのアウトリーチ等の調整業務を実施する

d 新たに子どもの居場所づくりを行う団体または既に居場所を運営している団体等に対し、物資の安定供給など継続的な運営に向け、必要な支援を行う。

（ウ） 長崎県子どもの貧困対策に係る総合相談窓口及び妊娠 S O S 相談窓口業務

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター内に、子どもの貧困対策に係る総合相談窓口及び妊娠 S O S 相談窓口を設置し、保護者や支援者からの相談対応（電話・SNS・来所）を実施する。

（エ） 委託先 一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき

ウ 予算額 5,539 千円

## 7 ひとり親家庭指導者人材育成事業（県単）

ア 目的

若年ひとり親家庭の親の連携を深めるとともに、リーダーの養成、母子相談協働員の研修等を行

い、母子寡婦福祉会の活動の活性化とひとり親家庭の自立の促進と生活の安定を図るため、全国で開催される研修に派遣するとともに、派遣研修参加者や各支部の若年リーダーによる交流会及び地域において母子相談協助員の研修会を開催する。

#### イ 事業概要

##### (ア) 研修派遣事業

地域リーダーとしての資質と自覚を高めるために、地域母子寡婦福祉会を代表して九州・全国の研修に参加し、その成果を今後の活動に反映させる。

##### (イ) 若年リーダー交流会事業

派遣研修会出席者を主とした地域母子寡婦福祉会の若年代表が、地域リーダーとしての活動成果や今後の課題について意見交換や交流を行う。

##### (ウ) 母子相談協助員研修事業

小学校区に1名設置する母子相談協助員の資質を高めるための研修や意見交換を行う。

- ウ 実施主体 (一社)長崎県母子寡婦福祉連合会(県補助)
- エ 補助率 県1/2、団体1/2
- オ 予算額 900千円

## 8 母子・父子寡婦福祉資金の貸付(特別会計)

#### ア 目的

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と児童の健全育成を図るため福祉資金の貸付を行う。

##### (ア) 貸付対象

- |          |                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| a 母子福祉資金 | 母子家庭の母及び児童<br>父母のない児童<br>母子・父子福祉団体                           |
| b 父子福祉資金 | 父子家庭の父及び児童<br>父母のない児童<br>母子・父子福祉団体                           |
| c 寡婦福祉資金 | 寡婦及び扶養している子<br>40才以上の配偶者のない女子であって、母子家庭及び寡婦以外のもの<br>母子・父子福祉団体 |

##### (イ) 母子・父子及び寡婦福祉資金の償還

未収金回収の一部を債権回収会社へ委託するとともに、福祉保健部所管の債権管理会計年度任用職員4人を配置し、償還金の収納を促進している。

- イ 予算額 140,585千円

## 9 児童手当（県費負担分）

### ア 目的

家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること。

### イ 事業概要

・児童手当法の一部を改正する法律により支給。

・支給額は以下のとおり

所得制限額未満である者

- ・ 3歳未満 : 月額1万5千円
- ・ 3歳以上小学校修了前（第1、2子） : 月額1万円
- ・ 3歳以上小学校修了前（第3子以降） : 月額1万5千円
- ・ 中学修了前 : 月額1万円

所得制限額以上である者

当分の間の特例給付（附則に規定） : 月額5千円

所得制限は、960万円（夫婦・児童2人世帯）を基準に設定し、平成24年6月分から適用  
R4.10 支給分から高所得者については特例給付の対象外となる

- ・支給事務は、市区町村が行い、公務員分は所属長が行う。
- ・支給月は、原則として毎年度、6月、10月、2月。
- ・財源負担割合は、国と地方（県・市町）の負担割合を2：1とし、被用者の3歳未満（所得制限額未満）については7/15を事業主負担とする。（公務員分については所属庁の負担とする。）
- ・児童手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

ウ 実施主体 市町

エ 予算額 2,792,886千円

## 10 乳幼児医療費の助成事業（県単）

### ア 目的

乳幼児の医療費の一部を助成し、健康保持と経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資する。

### イ 事業概要

#### （ア）支給対象者

支給対象		所得制限	自己負担
乳幼児	入院	なし	医療機関ごとに1日800円 （1か月上限1,600円）
	小学校就学前 通院		

#### （イ）医療費の助成方法

医療費の助成を受けようとするものは、住所地の市町長に受給資格認定申請を行い、受給者証を持って医療機関で受診し、医療機関へ自己負担分を支払い、自己負担を除いた額については、該当市町長が医療機関へ支給する。

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 県1/2、市町1/2

オ 予算額 717,743 千円

1 1 子ども医療費助成事業（県単）

ア 目的

高校生世代の医療費の一部を助成し、健康保持と経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資する。

イ 事業概要

(ア) 支給対象者

支給対象			所得制限	自己負担
子ども	入院	高校生世代	なし	医療機関ごとに1日 800 円 (1か月上限 1,600 円)
	通院	〃		

(イ) 医療費の助成方法

医療費の助成を受けようとするものは、住所地の市町長に受給資格認定申請を行い、受給者証を持って医療機関で受診し、医療機関へ支払った医療費のうち、自己負担を除いた額について、本人の申請に基づき該当市町長が本人へ支給する。

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 県10 / 10以内

オ 予算額 354,758 千円

1 2 ひとり親家庭医療費助成事業（県単）

ア 目的

ひとり親家庭の医療費の一部を助成し、健康保持と経済的負担の軽減を図り福祉の増進に資する。

イ 事業概要

(ア) 支給対象者

支給対象			所得制限	自己負担
ひとり親家庭	父	入院 通院	児童扶養手当法施行令第2条の4、に定める所得制限の範囲内の者	医療機関ごとに1日800円 (月上限1,600円)
	母	入院 通院		
	子	入院 通院		

		規定する児童であって、母又は父が現に監護している18歳未満の者又は高等学校に在学する20歳未満の者		
--	--	---------------------------------------------------	--	--

(イ) 医療費の助成方法

医療費の助成を受けようとするものは、住所地の市町長に受給資格認定申請を行い、受給者証を持って医療機関で受診し、医療機関へ支払った医療費のうち、自己負担を除いた額について、本人の申請に基づき該当市町長が本人へ支給する。

- ウ 実施主体 市町
- エ 補助率 県1/2、市町1/2
- オ 予算額 213,454千円

### 1.3 母子特定疾病対策事業

(1) 育成医療の給付

ア 目的

身体に障害のある児童に対して、早期治療によってその障害を除去又は防止するための医療の給付を行い、健全育成と保護者の負担の軽減を図る。

イ 事業概要

児童福祉法第4条に規定する障害児（障害に係る医療を行わないと将来障害を残すと認められる疾病がある児童を含む）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費の支給を行う。

- ウ 実施主体 市町（平成25年度より市町へ権限移譲）
- エ 補助率 国1/2、県1/4、市町1/4
- オ 予算額 9,128千円

(2) 結核児童の療育・日用品等給付

ア 目的

結核児童に対して療育の給付を行い、もって児童の健全な育成を図る。

イ 事業概要

結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めた者に対し、指定医療機関で行う医療の給付と学習や療養生活に必要な学習用品、生活用品の支給を行う。

- ウ 実施主体 県、中核市
- エ 補助率 国1/2、県1/4、市町1/4
- オ 事業の経過 昭和55年度より実績なし  
中核市移行に伴い長崎市及び佐世保市分は移譲。

(3) 未熟児養育医療の給付

ア 目的

養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し医療の給付を行い、乳児の健康の保持増進と保護者の負担の軽減を図る。

イ 事業概要

母子保健法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院を必要と認めた未熟児の養育医療にかかる自己負担の一部を補助する。

- ウ 実施主体 市町（平成25年度より市町へ権限移譲）
- エ 補助率 国1/2、県1/4、市町1/4
- オ 予算額 21,501千円

14 小児慢性特定疾病医療費助成事業

ア 目的

児童福祉法第19条の2～8の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小慢児童等家庭の医療費の負担軽減を図る。

イ 事業概要

対象疾病及び令和3年度給付延人員

国庫補助対象（16疾患群、788疾病）

対象疾患群	R3年度
悪性新生物	64
慢性腎疾患	57
慢性呼吸器疾患	40
慢性心疾患	160
内分泌疾患	173
膠原病	32
糖尿病	36
先天性代謝異常	12
血液疾患	26
免疫疾患	12
神経・筋疾患	102
慢性消化器疾患	65
に変化を伴う症候群	26
皮膚疾患	8
骨系統疾患	13
脈管系疾患	5
計（重複計上）	831
実人員	804

- ウ 実施主体 県、中核市
- エ 補助率 国1/2、県1/2
- オ 予算額 189,419千円

## 15 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

### ア 目的

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等に対し、車イス等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の健全育成を図る。

### イ 事業概要

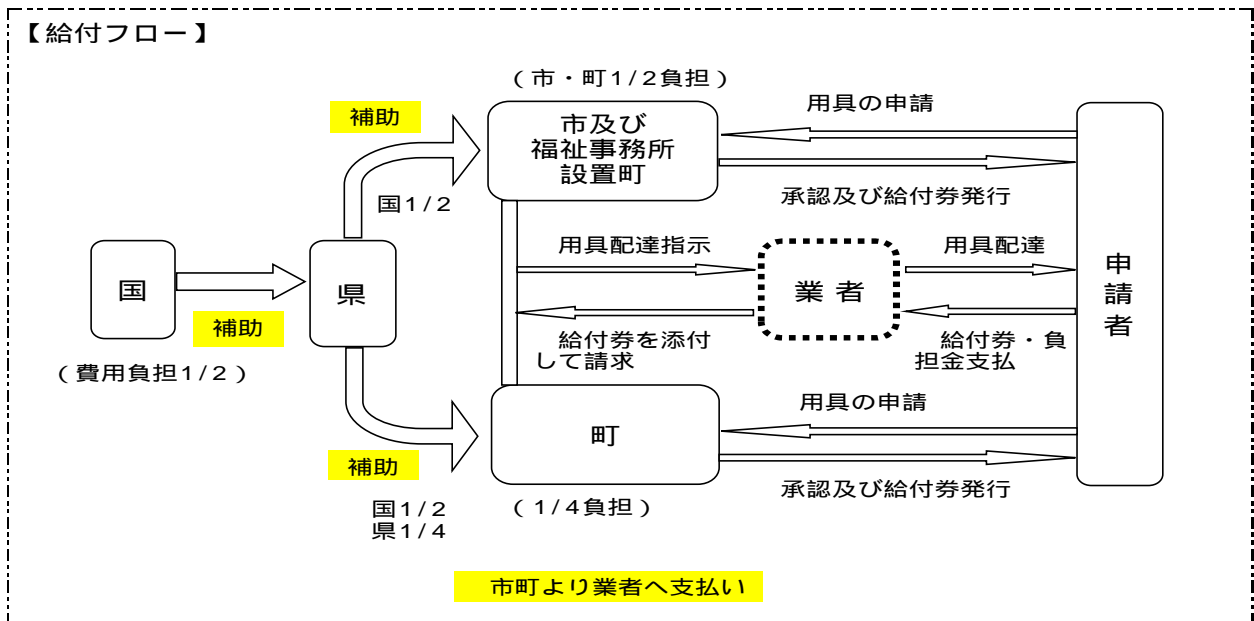
- (ア) 対象者 小児慢性特定疾病医療受給者証を持つ者（他給付事業等の対象でない者）
- (イ) 用具給付方法 実施主体の市町が、用具の製作もしくは販売業者に委託
- (ウ) 対象額 日常生活用具給付の基準額から給付対象者の負担すべき額を控除した額

ウ 実施主体 市町

### エ 補助率

市及び福祉事務所を設置している町 …… 国 1/2、市・町 1/2  
 上記以外の町 …… 国 1/2、県 1/4、町 1/4  
 国負担額は、県から市及び町へ補助

オ 予算額 1,562 千円



## 16 母子保健管理事業（県単）

### ア 目的

母子保健に対する知識の普及・啓発と最新情報を提供し、健やかに子どもを産み育てる環境づくりを行うとともに、保健師・母子保健推進員等の資質の向上を図る。

### イ 事業概要

市町保健師、保健所保健師、地域母子保健従事者等を対象とした研修会を開催する。

ウ 実施主体 県

エ 予算額 423 千円



## (1) 先天性代謝異常等検査事業

## ア 目的

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常等は、生まれた時に適切な対応をとらなければ、心身の成長・発達に遅れが生じることや時に生命の危険を伴う場合もあるため、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見することにより障害の発現を防止する。

## イ 事業概要

(ア) 対象者 新生児

(イ) 対象疾病 フェニルケトン尿症、メイプルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、クレチン症（先天性甲状腺機能低下症）、シトルリン血症1型、アルギニノコハク酸尿症、メチルマロン酸血症、プロピオン酸血症、イソ吉草酸血症、メチルクロトニルグリシン尿症、ヒドロキシメチルグリタル酸血症、複合カルボキシラーゼ欠損症、グルタル酸血症1型、中鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症、極長鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症、三頭酵素/長鎖3-ヒドロキシアシル CoA 脱水素酵素欠損症、カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ-1 欠損症、カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ2 欠損症、全身性カルニチン欠乏症

(ウ) 検査機関 (公財)長崎県健康事業団

ウ 実施主体 県

エ 予算額 37,218 千円

## (2) A T L ウィルス母子感染防止対策事業

## ア 目的

A T L キャリア妊婦を発見し、その妊婦から出生した子に対し、新たなキャリア化防止を講ずる対策を行い、A T L の撲滅を図る。

## イ 事業概要

(ア) 対象者 希望する妊婦

(イ) 検査時期 妊娠後期(30週以後)

ウ 実施主体 県

エ 予算額 5,192 千円

## (3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

## ア 目的

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴の児童の補聴器購入費用を助成することにより、早期装用による聴力、言語発達、コミュニケーション障害、情緒障害の改善を図り、児童の健やかな発達を促す。

イ 事業概要

対象児童

長崎県内に居住し、両耳の聴力レベルが各々30 デシベル以上で、身体障害者手帳交付対象外の18歳未満の児であり、専門医により補聴器の装用が必要認められるもの。

所得制限あり（市町村民税所得割額が46万円以上ある場合は対象外）

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 県1 / 3、市町1 / 3、本人負担1 / 3

オ 予算額 1,536 千円

(4) 新生児聴覚検査機器購入補助事業

ア 目的

聴覚障害の早期発見・早期治療を図るため、小規模の産科医療機関に対し聴覚検査機器購入費補助を行い、新生児聴覚検査の体制整備を推進する。

イ 事業概要

補助対象

新生児聴覚検査機器（自動 ABR）を所有していない小規模の産科医療機関が、聴覚検査機器（自動 ABR）購入に要する経費

ウ 実施主体 県

エ 補助上限額 1 医療機関 1 台あたり 1,392 千円

オ 補助率 国 1 / 2、県 1 / 2

カ 予算額 1,392 千円

(5) 妊活 LINE サポート事業

ア 目的

不妊について気軽に相談できる LINE を活用した相談や正しい情報の提供を行い、不妊に悩む方の精神的不安を軽減するとともに、不妊の早期検査・治療につなげることで、出産の希望を叶える。

イ 事業概要

(ア) LINE 相談 年度内 3 回まで

(イ) セミナーの開催

(ウ) 相談登録者への情報発信

(エ) 相談登録者を対象とした調査

(オ) 周知媒体の作成

ウ 実施主体 県

エ 補助率 県 1 / 3 国 2 / 3

オ 予算額 2,200 千円

(1) 母子保健医療推進事業(県単)

ア 目的

地域における母子保健事業の総合的、効果的な実施及び母子保健施策のあり方について関係者と協議検討を行う。平成27年度からは「健やか親子21(第2次計画)」を含めた母子保健の総合的な推進を図っている。

イ 事業概要

(ア) 長崎県保健医療対策協議会母子保健部会の設置(県)

a 地域母子保健推進協議会の設置(保健所)

b 地域発達支援協議会の設置(保健所)

(イ) 相談・支援体制づくり(保健所等)

ウ 実施主体 県

エ 予算額 1,128千円

健やか親子21シンボルマーク



(2) 地域生活支援事業

ア 目的

発達障害児及び発達障害の疑いがあり支援が必要な子どもとその家族に対して、適切な支援を提供するためにペアレントメンターによる相談対応や関係者の資質向上のための各種研修会を開催するとともに、関係機関の連携強化を図る。

イ 事業概要

(ア) 地域発達支援体制整備研修会(指導者交流会)

(イ) 学童期の発達支援研修会

(ウ) ペアレントメンター派遣事業

(エ) ペアレントメンターカフェ

(オ) ペアレントプログラム普及事業

(カ) 広報啓発

ウ 実施主体 県

エ 予算額 5,971千円

(3) 乳幼児健診の充実強化

ア 目的

1.6、3歳児健診の状況把握及び発達障害等早期支援のための乳幼児健診マニュアルを用いた標準化に向けた検討、また、発達障害の早期発見に有用である5歳児健診の県内市町での実施に向けた取組を進めるとともに、健診従事者の専門性の向上を図り、こどもの発達障害の早期発見・早期療育につなげる。また、発達障害児等への切れ目のない支援体制の整備を図る。

イ 事業概要

(ア) 5歳児健診の推進

(イ) 切れ目のない支援体制整備

- ウ 実施主体 県
- エ 予算額 308 千円

(4) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

ア 目的

児童福祉法第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行う。

イ 事業概要

(ア)相談支援事業

- a 療育相談指導
- b 巡回相談指導
- c 自立に向けた相談支援

(イ)小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援

- ウ 実施主体 県、中核市
- エ 予算額 5,672 千円

19 健やか親子サポート事業

(1) 性と健康の相談センター事業

ア 目的

プレコンセプションケア(女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取り組み)を含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施する。

イ 事業概要

- (ア)思春期、妊娠・出産、不妊・不育等に関する専門的な相談支援
- (イ)生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催
- (ウ)相談対応を行う相談員の研修養成
- (エ)男女の性や生殖、妊娠、出産、不妊治療等に関する普及啓発
- (オ)児童・生徒向けの性に関する教育等を行う専門家等に対する研修

- ウ 実施主体 県
- エ 予算額 1,088 千円



## (2) 妊娠出産包括支援推進事業

### ア 目的

市町が子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる包括的な切れ目のない支援を提供できるよう、連絡調整会議の開催や市町保健師等の専門職への研修を実施し、子育て世代包括支援センターの機能強化を図る。

### イ 事業概要

(ア) 市町との情報共有のための連絡調整会議の開催

(イ) 市町保健師等への専門研修の開催

ウ 実施主体 県

エ 予算額 375 千円

## 20 出産・子育て応援交付金事業

### ア 目的

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する市町を支援する。

### イ 事業概要

#### 補助対象

伴走型相談支援及び経済的支援に要する経費

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町 1 / 6

(伴走型相談支援は 10 月から国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町 1 / 4)

オ 予算額 197,640 千円

## 21 発達障害者支援事業

### (1) 発達障害者支援センター運営事業

#### ア 目的

発達障害児(者)とその家族からの様々な相談に応じ、情報提供や助言等を行うとともに、関係機関との連携を強化し、各種研修会等を実施することにより発達障害者に対する地域における総合的な支援体制整備の推進を図る。

#### イ 事業概要

(ア) 発達障害児等及びその家族等に対する相談支援

(イ) 発達障害児等及びその家族等に対する療育支援

(ウ) 発達障害児等及びその家族等に対する就労支援

(エ) 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

ウ 実施主体 県

エ 予算額 15,267 千円 (県 1 / 2、国 1 / 2)

## (2) 長崎県発達障害児・者総合支援推進会議

### ア 目的

発達障害児・者支援関係機関が発達障害児・者に関する情報等を共有し、総合的かつ継続的な支援体制を構築していく長崎県発達障害児・者総合支援推進会議を設置し、支援における各分野の役割分担の明確化と支援方策実施のための効果的な連携方策の構築、また、県民に対する発達障害に関する理解促進のための啓発活動を推進する。

### イ 事業概要

(ア) 発達障害児・者総合支援推進会議の開催

(イ) 就労支援部会の開催

ウ 実施主体 県

エ 予算額 147 千円

## 2.2 子ども子育て支援事業

### (1) 乳児家庭全戸訪問事業

#### ア 目的

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言その他の援助を行うとともに支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

#### イ 事業概要

生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、以下の内容を実施すること。

育児に関する不安や悩みの傾聴、相談

子育て支援に関する情報提供

乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握

支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 国1/3、県1/3、市町1/3

オ 予算額 13,395 千円

### (2) 養育支援訪問事業

#### ア 目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくはその保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。

#### イ 事業概要

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施すること。

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援

出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援

不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援

児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 国1/3、県1/3、市町1/3

オ 予算額 3,627千円

### (3) 子ども子育て支援事業（コロナ対策分）

#### ア 目的

乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を実施する市町に対し、職員が感染症対策の徹底を図りながら、業務を継続的に実施していくために必要となる経費及び保健衛生用品の購入に必要な経費等を補助する。

#### イ 事業概要

新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業

（職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費〔研修受講、かかり増し経費、職員の確保の費用等〕やマスクや消毒液等の購入経費、感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等の経費）

ICT化推進支援

（オンライン研修やオンライン・通訳機器等を活用した相談支援に必要な環境整備に係る経費）

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 国1/3、県1/3、市町1/3

オ 予算額 386千円

## 2.3 妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業

#### ア 目的

産科・精神科・小児科・行政の関係機関が連携することにより、妊娠中から支援を要する妊婦を早期に把握し、フォローアップする体制を構築するとともに、児童虐待の予防及び早期発見につなげていく。

#### イ 事業概要

産科・精神科・小児科と行政の連携 **みる・つなぐ** の強化

メンタルヘルスに不調を抱えていると思われる妊産婦について、協力可能な精神科医等が専門的な支援を行い、行政においては妊娠期からの早期支援が行える体制を整える。また、発見・支援の網の目を広げるため、小児科との連携体制を構築する。

（ア）協議会の開催

県下の産科・精神科・小児科など医療機関や行政等の関係機関の代表から成る協議会を開催する。

(イ) 地域部会の設置

保健所の圏域等の地域ごとに、地域の実情に応じた連携体制の構築を図る地域部会を設置する。地域部会として、要保護児童対策地域協議会の実務者会議等を活用し、さらに機能強化を図る。

(ウ) 医療従事者への研修

精神科医等を講師とし、精神面での不調を抱える妊産婦への関わり方等についての研修会を、地域の医療従事者を対象に実施する。

ウ 実施主体 県

エ 予算額 1,080 千円

## 2 4 妊産婦コロナ対策事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症に強い不安を抱える妊婦が、安心して出産できるよう、分娩前 PCR 等検査を希望される場合に、その検査費用を助成する。

イ 事業概要

不安を抱える妊婦への分娩前の PCR 検査

ウ 実施主体 県

エ 予算額 23,022 千円

## 2 5 不妊治療費助成事業

ア 目的

不妊治療のうち、生殖補助医療に併せて行われる先進医療に要する費用の一部を助成することにより、出産を希望しながらも不妊に悩む方々が安心して妊娠、出産できる環境づくりの推進を図ることを目的とする。

イ 事業概要

(ア) 対象者

- ・ 治療を終了した日に、長崎県内（長崎市、佐世保市含む）に居住している夫婦（事実婚を含む）

(イ) 助成内容

- a 生殖補助医療の保険診療を行う保険医療機関において、保険収載されている治療等（保険診療）と併せて行われる先進医療にかかる費用を補助の対象とする。
- b 1 回の治療のうち助成対象者が負担した先進医療にかかる自己負担額に 10 分の 7 を乗じた額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとし、上限額を 5 万円とする。

(ウ) 所得制限 なし



(工) 開始時期 令和5年4月1日  
ウ 実施主体 県  
エ 予算額 14,400 千円

## 【給付班】

### 1 ひとり親家庭等自立支援事業

#### 自立支援給付金事業

##### ア 目的

ひとり親家庭の就業を促進するため、職業能力の開発のための講座の受講料の助成や就職に有利となる高度な技能・資格取得のための生活費の負担軽減を行う。

##### イ 事業概要

###### (ア) 自立支援教育訓練給付金

県(市)が指定した教育訓練講座を受講する場合、教育訓練修了後、受講料を一部助成。

- a 対象者 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあるひとり親家庭の父母
- b 対象講座 県(市)が指定する講座
- c 支給額 受講料の6割相当

雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のある方についても受給対象となり、その差額が支給されます。

###### (イ) 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、就職に有利な技能・資格(介護福祉士、保育士、看護師等、令和3～5年度に限りデジタル分野などの民間資格も拡充)を習得するため、1年以上養成機関で修業する場合(令和3～5年度に限り6か月以上に拡充)、給付金を支給し、生活費の負担軽減を行う。

###### a 支給金額

【市町村民税非課税世帯】 月額 100,000円(修業期間最後の12月:140,000円)

【市町村民税課税世帯】 月額 70,500円(修業期間最後の12月:110,500円)

- b 支給期間 修業期間の全期間(資格取得のために4年課程が必要となる者等を対象に上限4年)

#### 高等職業訓練修了支援給付金

(入学時における負担を考慮し、一時金として修了後に支給する。)

【市町村民税非課税世帯】 50,000円

【市町村民税課税世帯】 25,000円

ウ 実施主体 県(郡部)及び市(市部)

エ 補助率 国3/4、県(市)1/4

オ 予算額 18,278千円

### 2 児童扶養手当等給付費

#### (1) 児童扶養手当給付費

##### ア 目的

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。

## イ 事業概要

### (ア) 支給の対象及び要件

父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で政令に定める程度の一定の障害の状態にある者を、監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者に対し手当を支給する。

### (イ) 支給除外要件

- a 児童が日本国内に住所を有しないとき。
- b 児童が児童福祉法第6条の四第一項に規定する里親に委託されているとき。
- c 児童が父又は母と生計を同じくするか、母又は父の配偶者に養育されているとき。(父又は母の配偶者が一定の障害の状態にあるときを除く)
- d 父、母又は養育者が日本国内に住所を有しないとき。

### (ウ) 支給制限要件

- a 父、母、養育者又は同一生計の扶養義務者の前年(1月～9月までは前々年)の所得が一定限度以上であるとき
- b 父、母、養育者の所得

扶養親族1人の場合	870,000円未満	全額支給
〃	870,000円以上～2,300,000円未満	一部支給停止
〃	2,300,000円以上	全部支給停止

(エ) 申請先 市町役場(認定-都道府県知事、市長、福祉事務所設置町長)

### (オ) 支給額

月額	児童1人	44,140円	(一部支給停止者 44,130～10,410円)
	第2子加算額	10,420円	(一部支給停止者 10,410～5,210円)
	第3子加算額	6,250円	(一部支給停止者 6,240～3,130円)

### (カ) 支払期と方法

毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の6期にそれぞれの前月までの2ヶ月分を指定金融機関へ口座払いの方法により支払う。ただし、昭和60.7.31現在の受給者については、通常郵便貯金口座へ振替預入の方法により支払う。父子家庭については、平成22年8月分から支給対象となった。

(キ) 費用負担 国1/3、県2/3 (但し、旧法に係る分は国10/10)

ウ 予算額 606,981千円

## (2) 特別児童扶養手当給付費

### ア 目的

精神又は身体に障害を有する在宅児童について、特別児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。

## イ 事業概要

### (ア) 支給の対象及び要件

20歳未満の重度又は中度の障害児を監護する父母又は養育者に対し、手当を支給する。

(イ) 支給除外要件

- a 児童が日本国内に住所を有しないとき。
- b 児童が福祉施設（収容）に入所しているとき。
- c 児童が障害を支給事由とする公的年金給付を受けることができるとき。
- d 父母又は養育者が日本国内に住所を有しないとき。（障害児福祉手当は併給可）

(ウ) 支給制限要件

- a 父母、養育者又は同一生計の扶養義務者の前年（1月～6月までは前々年）の所得が一定限度以上であるとき。

b 父母、養育者の所得

扶養親族1人の場合	4,976,000円未満	全額支給
〃	4,976,000円以上	全部支給停止

c 同一生計の扶養義務者の所得

扶養親族1人の場合	6,536,000円以上	全部支給停止
-----------	--------------	--------

(エ) 申請先 市町役場（認定 - 都道府県知事）

(オ) 支給額

児童1人につき	1級（重度）	月額	53,700円
	2級（中度）	月額	35,760円

(カ) 支払期と方法

毎年4月、8月、12月（11月繰上支給）の3期にそれぞれ前月までの4ヶ月分を、指定金融機関へ口座払いの方法により支払う。

(キ) 費用負担 全額国庫





令和5年度

## 福祉保健部こども政策局の概要

令和5年7月

発行：長崎県福祉保健部こども政策局

〒850-8570

長崎市尾上町3番1号

電話：095-895-2681

FAX：095-895-2554

E-Mail：s04810@pref.nagasaki.lg.jp